

**令和6年度
福島町議会定例会
3月会議議案**

説明資料

福 島 町

令和6年度 福島町議会定例会 3月会議説明資料目次

議案 番号	件 名	頁
40	福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	5
41	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	9
42	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例	11
43	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	13
44	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	14
45	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	15
46	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
47	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	24
48	福島町奨学資金条例の一部を改正する条例	26
49	福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例	27
50	福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例	28
51	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
52	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
53	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
54	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
55	福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	33
56	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	34
57	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例	35
58	第6次福島町総合計画の変更について	36
59	福島町森林整備計画の策定について	60
60	第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	107

議案 番号	件 名	頁
61	第4期福島町地域福祉計画の策定について	109
62	第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	110
63	令和7年度福島町一般会計予算	別冊10
68	令和7年度福島町水道事業会計予算	
71	令和6年度福島町一般会計補正予算(第9号)	
	第2表 地方債補正について	111
	歳入説明資料	113
	歳出事務事業別説明資料	123
78	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について	167
79	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について	168

議案第40号関係

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

1 制定の理由

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有することと規定されております。

町においては、犯罪被害者等の支援の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする福島町犯罪被害者等支援条例を令和5年に制定しております。

国では、法律に基づき犯罪被害者等給付金を支給しているところですが、申請から審査を経て支給までの期間が1年程度を要することから、町において速やかに見舞金を支給することにより、被害者又は遺族の生活の安定と精神的被害負担軽減を図るため、当条例を制定するものであります。

2 条例の内容

(1) 見舞金の支給対象者（第3条関係）

犯罪被害者又はその遺族に対し支給する。

(2) 見舞金の種類及び見舞金額（第4条、第5条関係）

見舞金の種類等については表のとおりですが、いずれも犯罪被害が行われた時及び被害を受けた日から引き続き町内に住所を有している者とします。

【種類及び見舞金等】

種 類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の遺族	30万円
傷病見舞金	犯罪行為により傷病を受けた者	10万円
性犯罪見舞金	性犯罪被害を受けた者	10万円

(3) 遺族の範囲及び順位（第6条関係）

遺族見舞金の支給を受ける遺族の範囲は次のとおりです。

- ① 犯罪被害者の配偶者
- ② 犯罪被害者の収入により生計維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ④ 遺族の順位 ① → ② → ③

(4) 見舞金を支給しないことができる場合（第7条関係）

- ① 被害者及び遺族と加害者に親族関係があったとき。

- ② 被害者又は遺族が犯罪を誘発したとき又はその責めに帰すべき行為があったとき
- ③ 暴力団員及びこれらのものと密接な関係を有する者

(5) 見舞金の支給申請及び期限（第8条関係）

支給申請手続きは規則で定めますが、申請期限については犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときとします。

(6) 見舞金の支給決定の取り消し（第9条関係）

第7条の規定に該当することが判明したときや、不正な手段により支給を受けたことが判明した場合は返還を求めることができることとします。

(7) 規則への委任（第10条関係）

条例の施行に必要な事項は規則で定めます。

3 条例制定に伴い改正が必要な条例

福島町犯罪被害者等支援条例（令和5年福島町条例第2号）の一部改正をし、見舞金の支給を規定します。

4 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

5 制定する規則案

別紙 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（案）
（様式省略）

別紙

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（令和7年福島町条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（遺族見舞金の支給申請）

第3条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
 - (2) 犯罪被害者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類（除かれた住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
 - (3) 遺族見舞金申請者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
 - (4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の書類）
 - (5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
 - (6) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第1号に規定する者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本その他の書類）
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（別記様式第2号）
 - (8) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類のうち、遺族見舞金申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。
- 3 遺族見舞金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手続をすることができるものとする。

（傷病見舞金等の支給申請）

第4条 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者（以下「傷病見舞金等申請者」という。）は、傷病・性犯罪被害見舞金支給申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 傷病見舞金の支給申請を行う場合にあつては、傷病を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める書類のうち、傷病見舞金等申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

3 傷病見舞金等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手続をすることができるものとする。

（見舞金の支給決定等）

第5条 町長は、第3条第1項及び前条第1項により見舞金の支給申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給を決定し、又は支給しない旨の決定を行い、見舞金支給決定通知書（別記様式第4号）又は見舞金不支給決定通知書（別記様式第5号）により、その内容を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定するときは、警察その他捜査機関からの情報を参考とする。

（見舞金の請求及び支給）

第6条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、見舞金請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給決定の取消し）

第7条 町長は、条例第9条の規定により見舞金の支給決定を取消したときは、見舞金支給決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号関係

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案の理由

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行で規定している宿泊料の額では対応できない場合が生じてきていることから、宿泊料の改定及びやむを得ず宿泊料を超える場合には実費相当額での支給を可能とします。また、甲地方及び乙地方の区分について併せて見直しを行うため、関係条例の整理をするものです。

2 条例の内容

(1) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

特別職の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円に改正します。

(2) 職員等の旅費に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

定額の宿泊料内で実費を支弁することができない場合に、実費相当額を支給できるようにするため、第 20 条第 1 項にただし書きを追加します。

職員の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 13,100 円から 15,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 9,800 円から 11,800 円に改正します。

(3) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

非常勤特別職の甲地方へ出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円に改正します。

【甲地方】

区 分	改正前	改正後	増減額
特別職・非常勤特別職	14,800 円	16,000 円	1,200 円
職員	13,100 円	15,000 円	1,900 円

【乙地方】

区 分	改正前	改正後	増減額
特別職・非常勤特別職	11,800 円	12,800 円	1,000 円
職員	9,800 円	11,800 円	2,000 円

(4) 甲地方の変更

甲地方について、東京都特別区及び政令指定都市(札幌市を除く)とします。

改正前	改正後
さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。	東京都特別区及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に基づき政令で指定された地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

3 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4 その他

実費精算に係る取扱いについては、別途定めます。

議案第42号関係

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案の理由

平成31年度より、上水道から簡易水道へ認可を変更し運営している水道事業について、人口減少に伴う事業規模の縮小を見据え、更なる効率化・事務の軽減化を図る目的で、地方公営企業法の「全部適用」から「財務適用」に変更し、それに伴う条例の一部改正をしようとするものです。

これにより、水道職員の身分が企業職員から一般職員になる為、企業職員の分限に関する条例・規則及び、「財務適用」により法の適用から外れる一連の規則・規程についても廃止いたします。

また、水道料金及び供給条件並びに給水の適正な保持について定めている「給水条例」についても、水道法を始めとする各種法改正等を反映した形で整理、改正いたします。

2 条例の内容

(1) 第1条関係（福島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

- ① 地方公営企業法の財務適用を規定する旨の記載の追加
- ② 全部適用時に必要であった「組織」に対する記載の削除
- ③ 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の金額を「福島町長の専決処分事項指定条例」との整合性を図り、「100,000円」から「1,000,000円」に改正
- ④ 会計管理者の事務処理に係る権限について明記

(2) 第2条関係（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止）

企業職員の給与等を定めているこの条例を廃止します。

(3) 第3条関係（福島町水道事業給水条例の一部改正）

水道法を始めとする各種法改正を反映している他自治体の条例を参考とし、現状に合った形に改正します。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

4 その他（財務適用に伴い制定・廃止する規則等）

制定2件

- ①福島町水道事業会計規則
- ②福島町水道事業給水条例施行規則

廃止 13 件

- ①地方公営企業法第 15 条第 1 項に規定する主要な職員を定める規則
- ②地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する町長が定める職に関する規則
- ③企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ④福島町水道事業職員の給与の支給に関する規程
- ⑤福島町水道事業会計規程
- ⑥福島町水道事業契約規程
- ⑦福島町水道事業公告式規程
- ⑧福島町水道管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程
- ⑨福島町水道事業建設工事執行規程
- ⑩福島町水道事業建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱
- ⑪福島町水道事業給水条例施行規程
- ⑫福島町水道事業指定給水装置工事事業者に対する事務取扱要綱
- ⑬異状水量認定基準に関する取扱要領

議案第43号関係

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定に伴い、犯罪被害者等支援の基本となる本条例においても見舞金の支給について規定するものがあります。

また、条例の根拠となる国の犯罪被害者等基本法についても併せて定義するものがあります。

2 改正の内容

- (1) 法律名を定義（第1条関係）
基本となる法律の犯罪被害者等基本法を定義します。
- (2) 見舞金の支給（第7条関係）
犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うことを規定するものです。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第44号関係

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護離職防止として仕事と介護の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等 (第15条の2関係)

職員に対して介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

(2) 勤務環境の整備に関する措置（第15条の3関係）

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずることを条文に追加します。

- ① 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- ② 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- ③ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

3. 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第45号関係

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正がされたことに伴い、当該条例の改正を行うものです。

2. 改正の内容（第18条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を下記のとおり整理します。

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」

↓

「第61条の2第20項」

3. 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第 4 6 号関係

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、1 2 月 2 5 日に職員の給与に関する法律が公布されたことに伴い、当町においても条例の改正をするものです。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定（別表第 1 及び附則第 2 条関係）

3 級から 6 級の初号の額を引上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消し、より職責を重視した俸給体系となるよう給料表の改定をします。

なお、この給料表の改定に伴い 3 級から 6 級の号俸数が変わることから、令和 7 年 4 月からの新たな号俸への切替を併せて行います。

① 現行と改正後の給料額の差額は別紙 1 のとおりとなります。

② 令和 7 年 4 月 1 日からの 3 級から 6 級の切替表は別紙 2 のとおりとなります。

(2) 扶養手当の見直し（第 9 条関係）

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げ、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生活費の補填を充実させるため、扶養手当の額を 2 年間で段階的に改正します。

扶養手当の額

(単位:円)

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1 人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円
同上 (満 15 歳～満 22 歳の加算)	5,000 円	5,000 円	5,000 円
その他 (孫、父母、祖父母等)	6,500 円	6,500 円	6,500 円

(3) 通勤手当の見直し（第 1 0 条の 2 関係）

交通機関等を利用した場合の支給限度額を引き上げます。

(単位:円)

	現行	改正後
支給限度額	月額 55,000 円	月額 150,000 円

(4) 寒冷地手当支給拡大に係る見直し（第 1 1 条関係）

定年前再任用短時間勤務職員を新たに支給対象とします。

- (5) 管理職員特別勤務手当の見直し（第15条の3関係）
平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するとともに、支給額の引上げをします。

支給対象時間帯

支給対象	改正前	改正後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

管理職特別勤務手当

(単位：円)

勤務をした時間	現行	改正後
午後10時～午前5時	4,000円	6,000円
週休日又は条例による休日	8,000円	12,000円

- (6) 定年前再任用短時間勤務職員の適用除外の見直し（第21条関係）
定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対象とするため改正をします。
- (7) 暫定再任用短時間勤務職員の支給手当の拡大（附則（令和5年3月8日福島町条例第3号）（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置関係）
暫定再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対象とするため改正をします。

3 施行年月日等

- (1) 令和7年4月1日から施行します。
- (2) 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とします。
- (3) 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準じる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができます。
- (4) 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とします。
- (5) 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

職員の区分	職務の級	1級			2級			3級			4級			5級			6級			
		給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	給与月額		差額	
		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後		
	88	256,600	256,600	0	297,700	297,700	0	345,300	346,800	1,500	384,100	384,100	0	397,000	397,000	0	397,000	397,000	0	
	89	256,900	256,900	0	298,000	298,000	0	345,600	347,000	1,400	384,500	384,500	0	397,200	397,200	0	397,200	397,200	0	
	90	257,200	257,200	0	298,300	298,300	0	346,000	347,400	1,400	385,000	385,000	0	397,500	397,500	0	397,500	397,500	0	
	91	257,500	257,500	0	298,600	298,600	0	346,400	347,800	1,400	385,400	385,400	0	397,800	397,800	0	397,800	397,800	0	
	92	257,800	257,800	0	299,000	299,000	0	346,800	348,200	1,400	385,800	385,800	0	398,000	398,000	0	398,000	398,000	0	
	93	258,100	258,100	0	299,200	299,200	0	347,000	348,400	1,400	386,100	386,100	0	398,200	398,200	0	398,200	398,200	0	
	94				299,400	299,400	0	347,400	348,800	1,400										
	95				299,700	299,700	0	347,800	349,200	1,400										
	96				300,100	300,100	0	348,200	349,500	1,300										
	97				300,300	300,300	0	348,400	349,800	1,400										
	98				300,600	300,600	0	348,800	350,200	1,400										
	99				301,000	301,000	0	349,200	350,600	1,400										
	100				301,400	301,400	0	349,500	351,000	1,500										
	101				301,600	301,600	0	349,800	351,500	1,700										
	102				301,900	301,900	0	350,200	351,900	1,700										
	103				302,200	302,200	0	350,600	352,300	1,700										
	104				302,500	302,500	0	351,000	352,700	1,700										
	105				302,700	302,700	0	351,500	353,200	1,700										
	106				303,000	303,000	0	351,900	353,600	1,700										
	107				303,300	303,300	0	352,300	353,900	1,600										
	108				303,600	303,600	0	352,700	354,200	1,500										
	109				303,800	303,800	0	353,200	354,700	1,500										
	110				304,200	304,200	0	353,600	(削る)											
	111				304,600	304,600	0	353,900	(削る)											
	112				304,900	304,900	0	354,200	(削る)											
	113				305,100	305,100	0	354,700	(削る)											
	114				305,300	305,300	0													
	115				305,600	305,600	0													
	116				306,000	306,000	0													
	117				306,200	306,200	0													
	118				306,400	306,400	0													
	119				306,700	306,700	0													
	120				307,000	307,000	0													
	121				307,400	307,400	0													
	122				307,600	307,600	0													
	123				307,900	307,900	0													
	124				308,200	308,200	0													
	125				308,500	308,500	0													
任用定職短年 職員 間再 勤任	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額	基準給料月額		改正前	改正後	差額
	改正前	改正後				改正前	改正後				改正前	改正後				改正前	改正後			
	192,000	192,000	0	219,500	219,500	0	250,000	260,000	10,000	279,700	279,700	0	294,900	294,900	0	320,600	320,600	0	320,600	320,600

職員の区分	3級				4級				5級				6級				
	切替前の号俸	給与月額	切替後の号俸	差額	切替前の号俸	給与月額	切替後の号俸	差額	切替前の号俸	給与月額	切替後の号俸	差額	切替前の号俸	給与月額	切替後の号俸	差額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	1	261,300		4,000	1	287,300		11,500	1	309,800		11,500	1	335,000		20,200	
	2	262,300		3,000	2	288,900		9,900	2	311,500		9,800	2	336,900		18,300	
	3	263,300	1	2,000	3	290,400		8,400	3	313,200		8,100	3	338,700		16,500	
	4	264,300		1,000	4	291,900		6,900	4	314,700		6,600	4	340,500		14,700	
	5	265,300		0	5	293,400	1	5,400	5	316,100	1	321,300	5,200	5	342,200		13,000
	6	266,300	2	0	6	294,900		3,900	6	317,400		3,900	6	343,900		11,300	
	7	267,300	3	0	7	296,300		2,500	7	318,700		2,600	7	345,500	1	9,700	
	8	268,300	4	0	8	297,600		1,200	8	320,000		1,300	8	347,200		8,000	
	9	269,300	5	0	9	298,800		0	9	321,300		0	9	348,800		6,400	
	10	270,300	6	0	10	300,300	2	0	10	323,100	2	323,100	0	10	350,500		4,700
	11	271,300	7	0	11	301,800	3	0	11	324,900	3	324,900	0	11	352,100		3,100
	12	272,300	8	0	12	303,200	4	0	12	326,600	4	326,600	0	12	353,700		1,500
	13	273,300	9	0	13	304,600	5	0	13	328,300	5	328,300	0	13	355,200		0
	14	274,300	10	0	14	305,700	6	0	14	330,000	6	330,000	0	14	356,900		0
	15	275,300	11	0	15	306,700	7	0	15	331,700	7	331,700	0	15	358,500	2	356,900
	16	276,400	12	0	16	307,900	8	0	16	333,400	8	333,400	0	16	360,100	3	358,500
	17	277,400	13	0	17	309,100	9	0	17	335,000	9	335,000	0	17	361,700	4	360,100
	18	278,700	14	0	18	310,700	10	0	18	336,700	10	336,700	0	18	363,500	5	361,700
	19	280,000	15	0	19	312,300	11	0	19	338,400	11	338,400	0	19	365,000	6	363,500
	20	281,200	16	0	20	313,900	12	0	20	340,000	12	340,000	0	20	366,000	7	365,000
	21	282,500	17	0	21	315,400	13	0	21	341,500	13	341,500	0	21	368,000	8	366,000
	22	283,800	18	0	22	317,000	14	0	22	343,100	14	343,100	0	22	369,600	9	368,000
	23	285,000	19	0	23	318,600	15	0	23	344,700	15	344,700	0	23	371,200	10	369,600
	24	286,200	20	0	24	320,200	16	0	24	346,200	16	346,200	0	24	372,700	11	371,200
	25	287,300	21	0	25	321,700	17	0	25	347,600	17	347,600	0	25	374,600	12	372,700
	26	288,500	22	0	26	323,400	18	0	26	349,300	18	349,300	0	26	376,500	13	374,600
	27	289,800	23	0	27	325,000	19	0	27	351,900	19	351,900	0	27	378,400	14	376,500
	28	291,100	24	0	28	326,600	20	0	28	352,500	20	352,500	0	28	380,200	15	378,400
	29	292,400	25	0	29	328,000	21	0	29	353,700	21	353,700	0	29	381,700	16	380,200
	30	293,400	26	0	30	329,700	22	0	30	355,200	22	355,200	0	30	383,500	17	381,700
	31	294,400	27	0	31	331,400	23	0	31	356,700	23	356,700	0	31	385,200	18	383,500
	32	295,500	28	0	32	333,000	24	0	32	358,200	24	358,200	0	32	385,200	19	385,200
	33	296,600	29	0	33	334,200	25	0	33	359,900	25	359,900	0	33	386,800	20	386,800
	34	297,800	30	0	34	336,100	26	0	34	361,700	26	361,700	0	34	388,500	21	388,500
	35	298,900	31	0	35	337,800	27	0	35	363,400	27	363,400	0	35	389,900	22	389,900
	36	300,100	32	0	36	339,400	28	0	36	365,100	28	365,100	0	36	391,300	23	391,300
	37	301,300	33	0	37	340,900	29	0	37	366,500	29	366,500	0	37	392,700	24	392,700
	38	302,600	34	0	38	342,500	30	0	38	367,800	30	367,800	0	38	394,100	25	394,100
	39	303,900	35	0	39	344,100	31	0	39	369,000	31	369,000	0	39	395,300	26	395,300
	40	305,200	36	0	40	345,700	32	0	40	370,400	32	370,400	0	40	396,500	27	396,500
	41	306,500	37	0	41	347,400	33	0	41	371,500	33	371,500	0	41	397,500	28	397,500
	42	307,800	38	0	42	349,200	34	0	42	372,400	34	372,400	0	42	398,600	29	398,600
																399,800	

職員の 区分	3 級				4 級				5 級				6 級			
	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	差額
	43	309,100	39	0	43	351,000	35	0	43	373,400	35	0	43	400,900	31	0
	44	310,400	40	0	44	352,800	36	0	44	374,500	36	0	44	402,000	32	0
	45	311,700	41	0	45	354,300	37	0	45	375,300	37	0	45	402,700	33	0
	46	313,000	42	0	46	355,700	38	0	46	376,200	38	0	46	403,400	34	0
	47	314,300	43	0	47	357,100	39	0	47	377,100	39	0	47	404,100	35	0
	48	315,400	44	0	48	358,500	40	0	48	377,900	40	0	48	404,800	36	0
	49	316,300	45	0	49	360,000	41	0	49	378,700	41	0	49	405,400	37	0
	50	317,600	46	0	50	360,800	42	0	50	379,500	42	0	50	406,000	38	0
	51	318,900	47	0	51	361,800	43	0	51	380,300	43	0	51	406,500	39	0
	52	320,200	48	0	52	362,800	44	0	52	381,000	44	0	52	406,900	40	0
	53	321,400	49	0	53	363,700	45	0	53	381,700	45	0	53	407,300	41	0
	54	322,700	50	0	54	364,800	46	0	54	382,400	46	0	54	407,500	42	0
	55	323,900	51	0	55	365,700	47	0	55	383,100	47	0	55	407,800	43	0
	56	325,100	52	0	56	366,700	48	0	56	383,800	48	0	56	408,100	44	0
	57	326,400	53	0	57	367,600	49	0	57	384,300	49	0	57	408,400	45	0
	58	327,500	54	0	58	368,300	50	0	58	384,900	50	0	58	408,700	46	0
	59	328,600	55	0	59	369,000	51	0	59	385,500	51	0	59	409,000	47	0
	60	329,700	56	0	60	369,600	52	0	60	386,200	52	0	60	409,300	48	0
	61	330,400	57	0	61	370,000	53	0	61	386,600	53	0	61	409,500	49	0
	62	331,300	58	0	62	370,600	54	0	62	387,200	54	0	62	409,800	50	0
	63	332,000	59	0	63	371,300	55	0	63	387,800	55	0	63	410,100	51	0
	64	332,800	60	0	64	372,000	56	0	64	388,300	56	0	64	410,400	52	0
	65	333,600	61	0	65	372,300	57	0	65	388,700	57	0	65	410,600	53	0
	66	334,000	62	0	66	373,000	58	0	66	389,300	58	0	66	410,900	54	0
	67	334,600	63	0	67	373,700	59	0	67	389,900	59	0	67	411,200	55	0
	68	335,300	64	0	68	374,300	60	0	68	390,400	60	0	68	411,500	56	0
	69	336,100	65	0	69	374,600	61	0	69	390,800	61	0	69	411,700	57	0
	70	336,800	66	0	70	375,100	62	0	70	391,300	62	0	70	412,000	58	0
	71	337,500	67	0	71	375,700	63	0	71	391,800	63	0	71	412,300	59	0
	72	338,100	68	0	72	376,300	64	0	72	392,400	64	0	72	412,500	60	0
	73	338,600	69	0	73	376,600	65	0	73	392,700	65	0	73	412,700	61	0
	74	339,200	70	0	74	377,200	66	0	74	393,100	66	0	74	413,000	62	0
	75	339,700	71	0	75	377,900	67	0	75	393,500	67	0	75	413,300	63	0
	76	340,300	72	0	76	378,500	68	0	76	393,900	68	0	76	413,500	64	0
	77	340,600	73	0	77	378,900	69	0	77	394,200	69	0	77	413,700	65	0
	78	341,100	74	0	78	379,400	70	0	78	394,500	70	0	78	414,000	66	0
	79	341,500	75	0	79	380,000	71	0	79	394,800	71	0	79	414,300	67	0
	80	341,900	76	0	80	380,500	72	0	80	395,000	72	0	80	414,500	68	0
	81	342,300	77	0	81	381,000	73	0	81	395,200	73	0	81	414,700	69	0
	82	342,800	78	0	82	381,600	74	0	82	395,500	74	0	82	415,000	70	0
	83	343,300	79	0	83	382,100	75	0	83	395,800	75	0	83	415,300	71	0
	84	343,800	80	0	84	382,400	76	0	84	396,000	76	0	84	415,500	72	0
	85	344,100	81	0	85	382,800	77	0	85	396,200	77	0	85	415,700	73	0
	86	344,500	82	0	86	383,300	78	0	86	396,500	78	0	86	415,700	73	0
	87	344,900	83	0	87	383,700	79	0	87	396,800	79	0	87	415,700	73	0

職員の 区分	3級				4級				5級				6級							
	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額	切替前の 号俸	給与月額	切替後の 号俸	給与月額	差額
	88	345,300	84	345,300	0	88	384,100	80	384,100	0	88	397,000	80	397,000	0					
	89	345,600	85	345,600	0	89	384,500	81	384,500	0	89	397,200	81	397,200	0					
	90	346,000	86	346,000	0	90	385,000	82	385,000	0	90	397,500	82	397,500	0					
	91	346,400	87	346,400	0	91	385,400	83	385,400	0	91	397,800	83	397,800	0					
	92	346,800	88	346,800	0	92	385,800	84	385,800	0	92	398,000	84	398,000	0					
	93	347,000	89	347,000	0	93	386,100	85	386,100	0	93	398,200	85	398,200	0					
	94	347,400	90	347,400	0															
	95	347,800	91	347,800	0															
	96	348,200	92	348,200	0															
	97	348,400	93	348,400	0															
	98	348,800	94	348,800	0															
	99	349,200	95	349,200	0															
	100	349,500	96	349,500	0															
	101	349,800	97	349,800	0															
	102	350,200	98	350,200	0															
	103	350,600	99	350,600	0															
	104	351,000	100	351,000	0															
	105	351,500	101	351,500	0															
	106	351,900	102	351,900	0															
	107	352,300	103	352,300	0															
	108	352,700	104	352,700	0															
	109	353,200	105	353,200	0															
	110	353,600	106	353,600	0															
	111	353,900	107	353,900	0															
	112	354,200	108	354,200	0															
	113	354,700	109	354,700	0															
	114																			
	115																			
	116																			
	117																			
	118																			
	119																			
	120																			
	121																			
	122																			
	123																			
	124																			
	125																			
務用定 職短年 員時前 間再 勤任	基準給料月額				差額	基準給料月額				差額	基準給料月額				差額	基準給料月額				差額
	改正前 円	改正後 円	改正前 円	改正後 円	円	改正前 円	改正後 円	改正前 円	改正後 円	円	改正前 円	改正後 円	改正前 円	改正後 円	円	改正前 円	改正後 円	改正前 円	改正後 円	円
	260,000	260,000	260,000	260,000	0	279,700	279,700	279,700	279,700	0	294,900	294,900	294,900	294,900	0	320,600	320,600	320,600	320,600	0

議案第 47 号関係

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険の広域化は、令和 6 年度の保険料水準の統一及び令和 12 年度の北海道市町村統一保険料の導入に向け、町では毎年税率を見直し改正しております。

令和 6 年度までは、被保険者の負担軽減を図るため、北海道が示した標準保険税率に対して約 50% を反映した改正をしてきました。

このたび、北海道から令和 7 年度の標準保険税率が示されたことから、標準保険税率に沿った税率に改正いたします。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じた額に改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 保険税率の改正

(第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 23 条関係)

【現行税率との比較】

(単位:%、円)

区 分		現行①	改正案②	最終案③	増減③-①
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.85	7.90	8.33	0.48
	均等割	25,300	25,395	27,700	2,400
	平等割	26,000	25,702	27,400	1,400
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60	2.72	2.53	▲0.07
	均等割	8,400	9,142	8,800	400
	平等割	7,400	9,252	8,800	1,400
介護納付金分	所得割	1.80	2.00	1.96	0.16
	均等割	8,000	9,056	8,900	900
	平等割	5,300	7,205	7,000	1,700
計	所得割	12.25	12.62	12.82	0.57
	均等割	41,700	43,593	45,400	3,700
	平等割	38,700	42,159	43,200	4,500

※改正案② 11/20 開催の経済福祉常任委員会で示した税率

(2) 課税限度額の改正（第2条、第23条関係）

基礎課税分（医療分）に係る限度額を1万円、後期高齢者支援金等分に係る限度額を2万円引き上げ、併せて3万円引き上げとなります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基礎課税分(医療分)	65万円	66万円	1万円増
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	2万円増
介護納付金分	17万円	17万円	—
計	106万円	109万円	3万円増

(3) 軽減判定所得の改正（第23条関係）

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

判定所得区分	現 行	改正案	増 減
5割軽減	29.5万円	30.5万円	1.0万円増
2割軽減	54.5万円	56万円	1.5万円増

3 施行年月日等

(1) 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、従前の例によることとします。

議案第 48 号関係

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

町奨学資金貸付制度については、学業成績優秀であること及び素行善良であることのほか、2人の連帯保証人が得られることを条件としておりますが、保護者以外の連帯保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

連帯保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第2条関係)

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第49号関係

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第6条関係)

保証人を「連帯保証人」に改めます。(第6条、第11条関係)

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第50号関係

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第7条関係)

保証人を「連帯保証人」に改めます。(第7条、第11条関係)

奨学生の届出義務に、住所等異動時の追加を行います。(第12条関係)

規則への委任事項の追加を行います。(第13条関係)

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第51号関係

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

栄養士法（昭和22年法律第245号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同法及び同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 第6条関係

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、次の2項目を可能としたため、関係する規定の追加及び改正をするものであります。

ア 保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保すること。

イ 代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすること。

(2) 第16条関係

これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、法改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりましたので、栄養士の配置を規定する箇所に管理栄養士を追加するものであります。

(3) 条例附則

家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、「施行日から起算して5年を経過する日までの間」から「令和12年3月31日までの間」へ改正するものであります。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第52号関係

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 第37条関係

小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は、第42条第3項第1号に置かれている小規模保育事業A型事業者等の定義規定の中で用いられておりますが、当該定義規定が改正により新設する同条第3項に移ることから、引用を改める改正をするものであります。

(2) 第42条関係

保育内容支援について、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和する改正がなされたことにより、本条中に第2項及び第3項として項を新設する改正を行います。

また、当該改正に伴い第2項以降の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正をするものであります。

(3) 条例附則

特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を施行日から起算して「10年」を「15年」へ改正するものであります。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第 5 3 号関係

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

(1) 第 15 条関係

地域包括支援センター運営協議会の省令定義規定を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改正するものであります。

3 施行年月日

公布の日から施行します。

議案第 5 4 号関係

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

(1) 地域包括支援センターにおける職員の柔軟化（第 4 条関係）

ア 地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるよう改正します。

イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができるよう改正します。

3 施行年月日

公布の日から施行します。

議案第55号関係

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成29年9月に竣工した製氷貯氷施設は、平成29年10月1日から指定管理者制度により福島吉岡漁業協同組合（以下「漁協」という。）が指定管理者として管理運営を行っております。

製氷の销售价格については、福島町製氷貯氷施設条例（平成29年3月福島町条例第4号）において、消費税及び地方消費税を含まない利用料（销售价格）として1トン当たり10,000円以内と定めております。

町では、昨今の電気料や物価高騰による管理諸経費の上昇していることから、令和7年度の销售价格を改定できるよう条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 利用料（第7条関係）

別表（第7条関係）の1トン当たりの利用料等を10,000円以内から15,000円以内に改正します。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第56号関係

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は、水道工事に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、これらの資格要件を緩和する方向で水道法施行令及び施行規則の見直しを行いました。

当町においても国の改正を受け、これらに係る条例の一部を改正いたします。

2 改正の内容

「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件において、「学科の要件」と「実務従事の経験年数」を緩和します。

(1) 学科要件の緩和（第3条、第4条関係）

これまでの学科等の資格要件の外に下記要件が追加された。

①第3条第1項

- 第1号 「大学」の後に「旧大学令による大学」を追加
- 第2号 修めて卒業した課程に「機械工学科」「電気工学科」を追加
- 第3号 「高等専門学校」の後に「旧専門学校令による専門学校（短期大学等）」を追加
- 第4号 修めて卒業した課程に「機械科」「電気科」を追加
- 第5号 「中等教育学校」の後に「旧中等学校令による中等学校（高等学校等）」を追加
- 第6号 上記において、修めて課程に「機械科」「電気科」を追加
- 第11号 「土木施工管理に係る一級合格者」の追加

②第4条第1項

第1号～第9号では、学科等の資格要件に第3条を引用

(2) 経験年数の緩和（第3条、第4条関係）

各号の資格要件の実務従事経験年数が短縮された。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

議案第57号関係

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

1 廃止の理由

当該条例は、平成29年度に地元企業等が行う事業活動に対して町が経済的な支援を行うことで、地域の振興を図ることを目的に制定した「福島町がんばる地元企業等応援条例」を見直し、令和2年4月より新たに起業する事業者や事業を継承する若者等の支援を目的に制定しております。

「福島町がんばる地元企業等応援条例」及び「福島町チャレンジスピリット応援条例」における延べ8年間の支援により、地域生産力の底上げにつながり、地域経済の好循環が図られるとともに、新たな起業者が生まれるなど、地域の振興に一定の成果があったと判断しております。

町では、このような状況を踏まえ、「福島町チャレンジスピリット応援条例」を廃止するものであります。

2 施行年月日

令和7年3月31日から施行します。

3 経過措置

- (1) この条例の施行前に指定を受け、助成対象となっている起業家等に対する助成措置については、経過措置を設け、1年度300万円を上限に継続して3年間助成することといたします。
- (2) この条例による廃止前の第7条（指定及び助成の承継）、第8条第1項第2号（申請事項の変更）、第9条（助成の取消し等）及び第10条（違約加算金）の規定については、なお従前の例によることとします。

議案第 58 号関係

第 6 次福島町総合計画の変更について

1 変更の目的

令和 6 年度福島町議会定例会 1 2 月会議において議決された本計画について、令和 7 年度予算編成作業等により事業内容に変更が生じたため、第 6 次福島町総合計画における前期実施計画を変更するものであります。

2 前期実施計画（令和 6 年度～令和 9 年度）の変更

前期実施計画について、事業件数 109 件、総事業費 4,836,500 千円となっているものに、新規事業 5 件、事業費 26,400 千円を増額、変更の生じた 42 事業に係る事業費を 406,800 千円増額し、総事業費を 5,269,700 千円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は国・道支出金が 160,100 千円の増額、地方債が 177,200 千円の増額、その他が 94,100 千円の増額、町の持ち出しとなる一般財源が 1,800 千円の増額となっております。

(1) 総事業費等の変更について

(単位：件、千円)

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	109	4,836,500	331,700	1,919,100	778,500	1,807,200
変更後	113	5,269,700	491,800	2,096,300	872,600	1,809,000
増 減	4	433,200	160,100	177,200	94,100	1,800

※新規事業は 5 件ですが、前期実施計画登載事業の 1 件が中止となったことから、全体では 4 件の増加となっております。

(2) 変更区分の概要について

(単位:件、千円)

変更理由	区分	件数	総事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
①新規に登載となった事業	変更前		0				
	変更後	5	26,400	0	0	6,500	19,900
	増 減	5	26,400	0	0	6,500	19,900
②事業費等に変更が生じた事業	変更前	42	2,713,000	216,100	1,329,100	249,600	918,200
	変更後	41	3,119,800	376,200	1,506,300	337,200	900,100
	増 減	-1	406,800	160,100	177,200	87,600	-18,100
③事業費等に変更がない事業	変更前	67	2,123,500	115,600	590,000	528,900	889,000
	変更後	67	2,123,500	115,600	590,000	528,900	889,000
	増 減	0	0	0	0	0	0
	変更前						
	変更後						
	増 減						
合 計	変更前	109	4,836,500	331,700	1,919,100	778,500	1,807,200
	変更後	113	5,269,700	491,800	2,096,300	872,600	1,809,000
	増 減	4	433,200	160,100	177,200	94,100	1,800

(3) 施策体系別の変更について

(単位:件、千円)

基本方向	項目	変更前		変更後		増減	
		件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	9	613,800	9	639,100	0	25,300
	農林業の振興	9	193,000	10	197,000	1	4,000
	観光業の振興	9	178,900	9	195,500	0	16,600
	商工業の振興	3	112,500	4	116,500	1	4,000
	就労・創業支援の充実	5	117,400	5	128,900	0	11,500
	小計	35	1,215,600	37	1,277,000	2	61,400
	子育て支援の充実	4	68,400	4	170,800	0	102,400
	教育環境の充実	12	843,700	12	850,300	0	6,600
	生涯学習の推進	2	32,000	2	32,000	0	0
	スポーツの振興	1	48,700	2	16,800	1	-31,900
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0
	小計	19	992,800	20	1,069,900	1	77,100
	高齢者福祉の充実	4	194,500	5	199,500	1	5,000
	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0
	健康増進と保健・医療の充実	4	117,800	4	128,700	0	10,900
	人権意識の高揚と男女共同参画の実現	0	0	0	0	0	0
	小計	8	312,300	9	328,200	1	15,900
	町の基盤整備の推進	18	958,600	19	987,800	1	29,200
	防災・消防体制の充実	12	275,700	12	424,100	0	148,400
	土地利用と自然環境の保全	1	12,500	1	12,500	0	0
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0
	生活基盤の確保	3	187,100	3	190,400	0	3,300
	生活安全の確保	1	46,000	1	46,000	0	0
	地域生活を支える取組の推進	2	28,000	2	34,000	0	6,000
	小計	37	1,507,900	38	1,694,800	1	186,900
	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0
	地域間交流の促進	1	108,900	1	108,900	0	0
	移住・定住の支援	3	499,800	3	517,900	0	18,100
	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0
	行財政運営の推進	6	199,200	5	273,000	-1	73,800
広域行政の推進	0	0	0	0	0	0	
小計	10	807,900	9	899,800	-1	91,900	
総合計		109	4,836,500	113	5,269,700	4	433,200

(4) 事業費等に変更が生じた事業について

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源	
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	水産業の振興	吉岡漁港岸壁改良整備事業 R6～7 天蓋施設整備、低天端岸壁整備	北海道から地元負担金の概算通知による変更	変更前	R6～R7	26,000	0	26,000	0	0	
			R7 事業費 15,600千円増額	変更後	R6～R7	41,600	0	41,600	0	0	
				増減		15,600	0	15,600	0	0	
	農林業の振興	福島漁港整備事業 R6 海水取水管移設工事 R7 海水取水管移設工事（現状復帰）	事業内容の変更による追加	R7 事業費 9,700千円増額	変更前	R6	6,500	0	0	6,200	300
					変更後	R6～R7	16,200	0	0	15,600	600
					増減		9,700	0	0	9,400	300
				R7 事業費 6,000千円減額 R8 事業費 6,000千円増額	変更前	R7	6,000	0	0	0	6,000
					変更後	R8	6,000	0	0	0	6,000
	観光業の振興	町有林造成事業 R6～R9・展望計画 間伐等、人工造林 外	事業実施年度見直しによる変更	R7 事業費 3,000千円増額	増減		0	0	0	0	0
					変更前	R6～R9	60,000	32,000	28,000	0	0
				変更後	R6～R9	63,000	35,300	27,700	0	0	
				増減		3,000	3,300	-300	0	0	
				変更前	R6～R9	20,400	0	0	0	20,400	
				変更後	R6～R9	24,100	0	0	0	24,100	
				増減		3,700	0	0	0	3,700	
			事業費精査による追加	変更前		118,900	32,000	54,000	6,200	26,700	
			R7 事業費 3,700千円増額	変更後		150,900	35,300	69,300	15,600	30,700	
				増減		32,000	3,300	15,300	9,400	4,000	
		小計									

(単位：千円)

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳					
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源		
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	観光業の振興	道の駅再整備事業 R6 管理業務委託料 R7 管理業務委託料 R8～R9 管理業務委託料 R7 備品購入 展望計画 基本構想策定、再整備実施設計、施設再整備 アニメーターリズム推進事業 R6～9 アニメーション作成・公開	事業内容見直しによる追加 R7 事業費 8,400千円増額 事業費精査による追加 R7 事業費 4,500千円増額	変更前	R6～R9	32,800	0	0	0	32,800		
				変更後	R6～R9	41,200	0	0	800	40,400		
				増減		8,400	0	0	800	7,600		
				変更前	R6～R9	26,700	11,800	0	0	14,900		
				変更後	R6～R9	31,200	13,800	0	0	17,400		
				増減		4,500	2,000	0	0	2,500		
				変更前	R6～R9	11,200	0	0	900	10,300		
				変更後	R6～R9	31,700	0	0	1,500	30,200		
				増減		20,500	0	0	600	19,900		
				変更前	R6～R9	45,000	0	0	0	45,000		
				変更後	R6～R9	36,000	0	0	0	36,000		
				増減		-9,000	0	0	0	-9,000		
子育て支援の充実	就労・創業支援の充実	チャレンジスピリット応援事業 R6 施設投資助成金 R7～R9 経過措置分	事業廃止による減額 R7～R9 事業費 9,000千円減額	変更前	R6～R9	45,000	0	0	0	45,000		
				変更後	R6～R9	36,000	0	0	0	36,000		
				増減		-9,000	0	0	0	-9,000		
				変更前	R6～R9	39,600	4,500	18,000	0	17,100		
				変更後	R6～R9	36,600	4,300	18,000	0	14,300		
				増減		-3,000	-200	0	0	-2,800		
				変更前		155,300	16,300	18,000	900	120,100		
				変更後		176,700	18,100	18,000	2,300	138,300		
				増減		21,400	1,800	0	1,400	18,200		
				小計								

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道支出金	地方債	その他	
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	子育て支援の充実	妊婦さん支援給付金事業 R6～R9 支援金の給付	事業廃止による減額	変更前	R6～R9	8,000	0	0	2,000	6,000
			R7～R9 事業費 6,000千円減額	変更後	R6	2,000	0	0	2,000	0
			増減	増減		-6,000	0	0	0	-6,000
	教育環境の充実	認定こども園福島保育所改修事業 R6 改修設計費 R7 建築主体工事、機械設備工事、電気設備・外構工事 外 教育用コンピュータ等整備事業 R6 ICT支援員派遣、コンピュータ更新、ネットワークアセスメント業務 R7 ICT支援員派遣、備荒資金組合年賦金、コンピュータ更新児童生徒用タブレット、ネットワーク速度改善 R8～9・展望計画 ICT支援員派遣、備荒資金組合年賦金 高校魅力化推進事業 R6 入学奨励金、各種補助、通学定期、大会補助、交流センター増築 R7～9・展望計画 入学奨励金、各種補助、通学定期、大会補助 福島町青少年交流センター施設管理事業 R6～9・展望計画 食事・清掃業務委託、備品購入、給食材料費購入	事業費確定に伴う追加	変更前	R6	6,800	0	0	0	6,800
			R7 事業費 111,400千円増額	変更後	R6～R7	118,200	0	111,300	0	6,900
			増減	増減		111,400	0	111,300	0	100
			事業内容見直しによる追加	変更前	R6～R9	34,800	8,600	0	0	26,200
			R7 事業費 4,500千円増額	変更後	R6～R9	39,300	11,300	6,700	0	21,300
			増減	増減		4,500	2,700	6,700	0	-4,900
			事業費精査等による減額	変更前	R6～R9	433,700	6,300	239,300	50,000	138,100
R7 事業費 3,400千円減額	変更後	R6～R9	430,300	11,200	239,300	58,200	121,600			
増減	増減		-3,400	4,900	0	8,200	-16,500			
小計			増築に伴う事業費の追加	変更前	R6～R9	116,500	3,900	0	87,000	25,600
			R7 事業費 5,500千円増額	変更後	R6～R9	122,000	3,900	0	78,800	39,300
			増減	増減		5,500	0	0	-8,200	13,700
			変更前	変更前		599,800	18,800	239,300	139,000	202,700
変更後	変更後		711,800	26,400	357,300	139,000	189,100			
増減	増減		112,000	7,600	118,000	0	-13,600			

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳		
							国・道 支出金	地方債	その他
次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	教育環境の充実	給食センター施設整備事業 R7R8 ボイラー改修 展望計画 給食配送車更新	事業実施年度見直しによる変更	変更前	R7	17,000	0	0	17,000
			R7 事業費 17,000千円減額 R8 事業費 17,000千円増額	変更後	R8	17,000	0	0	17,000
スポーツの振興	町民プール改修事業	R7 屋根改修、実施設計外 R8 採暖室(女子)改修 R9 照明設備のLED化 展望計画 採暖室(男子)改修	事業内容見直しによる減額	増減		0	0	0	0
			R7 事業費 41,200千円減額	変更前	R7~R9	48,700	0	0	48,700
福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり	高齢者福祉の充実	生活支援ハウス改修事業 R7R8 改修調査業務	事業実施年度見直しによる変更	変更前	R7	1,800	0	0	1,800
			R7 事業費 1,800千円減額 R8 事業費 1,800千円増額	変更後	R8	1,800	0	0	1,800
健康増進と保健・医療の充実	がん検診推進事業	R6~9・展望計画 各種がん検診の委託(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	事業費精査による追加	増減		0	0	0	0
			R7 事業費 3,600千円増額	変更前	R6~R9	25,800	200	0	25,600
吉岡温泉改修事業	R7 深井戸水中モーターポンプ入替工事 展望計画 深井戸水中モーターポンプ入替工事	R7 事業費 7,300千円増額	事業費精査による追加	変更後	R6~R9	29,400	600	0	28,800
				増減		3,600	400	0	3,200
小計			事業費精査による追加	変更前	R6~R7	35,000	0	23,400	11,600
			R7 事業費 7,300千円増額	変更後	R6~R7	42,300	0	23,400	16,300
				増減		7,300	0	16,300	-9,000
				変更前		128,300	200	23,400	104,700
				変更後		98,000	600	23,400	57,700
				増減		-30,300	400	16,300	-47,000

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道支出金	地方債	その他		
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	町道整備事業	事業内容見直しによる追加	変更前	R6～R9	208,000	0	208,000	0		
		R6 川原町汐見町線 L=220m、W=4.3～8.0m	R7～R9 事業費 6,000千円増額								
		R7 汐見町2号線 L=88m、W=4.5m									
		R8 汐見町2号線 外1路線									
		R9 公営住宅線 外1路線 L=228m、W=4～10.5m									
		赤井2号線 外2路線									
		駅前団地2号線 L=167m、W=4.0m									
		展望計画 福島漁港線 外									
		町道局部改良事業	事業費精査による追加	増減			6,000	0	6,000	0	
		R6 福島小学校線 (委託) 調査測量設計	R7 事業費 10,000千円増額	変更前	R6～R7	25,000	0	22,500	0	2,500	
		R7 福島小学校線 (工事) L=50m、W=8.5m		変更後	R6～R7	35,000	0	34,500	0	500	
		町道舗装補修事業	事業内容見直しによる追加	増減			10,000	0	12,000	0	-2,000
		R6 吉岡漁港1号線 L=190m、W=2.5m	R7～R9 事業費 400千円増額	変更前	R6～R9	15,200	0	0	0	15,200	
		R7 館崎2号線 L=160m、W=6.0m		変更後	R6～R9	15,600	0	0	0	15,600	
		R8 本町1号線 L=100m、W=3.5m		増減		400	0	0	0	400	
		R9 黒岩線 L=83m、W=5.5m		変更前	R7	12,000	0	0	0	12,000	
		R9 館崎2号線 L=160m、W=6.0m		変更後	R8	12,800	6,000	0	0	6,800	
		R9 黒岩線 L=100m、W=5.5m		増減		800	6,000	0	0	-5,200	
		展望計画 吉野1号線、2号線	事業内容見直しによる追加	増減							
道路台帳デジタル化事業	事業内容見直しによる追加	変更前	R7	12,000	0	0	0	12,000			
R8 長寿命化計画	R7 事業費 12,000千円減額 R8 事業費 12,800千円増額	変更後	R8	12,800	6,000	0	0	6,800			
橋梁長寿命化事業	財源見直しによる変更	増減			800	6,000	0	0	-5,200		
R06 桧倉橋		変更前	R6～R9	141,900	82,200	46,900	0	12,800			
R07 熊野橋、月崎2号団地1号橋補修設計		変更後	R6～R9	141,900	81,300	47,800	0	12,800			
R08 折加内橋、橋梁点検44橋		増減		0	-900	900	0	0			
R09 折加内橋、橋梁点検10橋、計画策定54橋		変更前		402,100	82,200	277,400	0	42,500			
展望計画 補修工事、補修設計、橋梁点検、計画策定		変更後		419,300	87,300	296,300	0	35,700			
小計		増減		17,200	5,100	18,900	0	-6,800			

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳		
							国・道支出金	地方債	その他
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	新緑公園整備事業 R7R8 夜間照明LED化 R8R9 野球場フェンス設置	事業実施年度見直しによる変更	変更前	R7～R8	95,000	0	0	95,000
			R7 事業費 65,000千円減額 R8 事業費 35,000千円増額 R9 事業費 30,000千円増額	変更後	R8～R9	95,000	0	0	95,000
		中塚橋配水管移設事業	事業内容見直しによる追加	増減		0	0	0	0
		R7R8 実施設計 R8R9 既設管撤去、仮設配管布設 R9R10 実施設計 R10R11 展望計画 配水管添架、仮設配管撤去	R6～R9 事業費 24,500千円減額	変更前	R6～R9	163,500	0	74,000	89,500
		塩釜地区配水管移設事業	事業内容見直しによる追加	変更後	R7～R9	139,000	0	0	139,000
		R7 配水管移設φ300、L=26.5m(水管橋)、実施設計	R7 事業費 13,600千円増額	増減		-24,500	0	-74,000	49,500
		老朽配水管更新事業	事業費精査による追加	変更前	R7	23,200	0	9,200	14,000
		R6 三岳地区国道横断配水管 L=36.0m、実施設計 R7 白符地区国道横断管 L=45.0m、実施設計 R8 町道汐見町4号線 L=45.0m、実施設計 R9 福島地区配水管 L=100.0m、実施設計 浄水場施設設備更新事業	R7 事業費 2,900千円増額	変更後	R7	36,800	0	11,800	25,000
		R6 岩部浄水場減菌設備更新一式、実施設計 R7 美山浄水場流量計更新一式、実施設計 R8 岩部浄水場流量計更新一式、実施設計	事業内容見直しによる追加	増減		13,600	0	2,600	11,000
			R7 事業費 9,800	変更前	R6～R9	47,900	0	47,900	0
			R7 事業費 12,900千円増額	変更後	R6～R9	50,800	0	50,800	0
				増減		2,900	0	2,900	0
				変更前	R6～R7	9,800	0	9,800	0
				変更後	R6～R8	22,700	0	22,700	0
				増減		12,900	0	12,900	0
				変更前		339,400	0	140,900	103,500
				変更後		344,300	0	85,300	164,000
				増減		4,900	0	-55,600	60,500
		小計							

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道 支出金	地方債	その他 一般財源	
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	防災・消 防体制の 充実	防災・減災対策事業 大型トイレカー、テント式パーテーション 非常用電源設備更新 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波 避難緊急事業 津波避難対策計画策定 展望計画 避難路整備、コンテナ整備 普通河川整備事業 潤内川 L=100m、板橋川L=46m、測量調査設 計、浜沢川外護岸補修 擁壁工 L=10m 外 福島川 テレビジョン中継局地上デジタル送信機等更新事 業 白符テレビジョン中継局地上デジタル送信 機等更新 福島テレビジョン中継局地上デジタル送信機 等更新 冬の生活支援事業 展望計画 冬期間における増高経費助成	事業内容見直しによる追加 R7 事業費 78,600千円増額	変更前	R8	20,000	0	20,000	0	
			変更後	R7~R8	98,600	39,300	53,000	0	6,300	
			増減		78,600	39,300	33,000	0	6,300	
			変更前	R6~R9	51,100	26,000	0	0	25,100	
			変更後	R6~R9	111,100	66,000	34,000	0	11,100	
			増減		60,000	40,000	34,000	0	-14,000	
			変更前	R6~R7	88,000	0	88,000	0	0	
			変更後	R6~R7	97,800	0	97,800	0	0	
			増減		9,800	0	9,800	0	0	
			変更前	R8~R9	154,300	0	115,600	0	38,700	
			変更後	R7~R9	157,600	0	111,000	0	46,600	
			増減		3,300	0	-4,600	0	7,900	
			変更前	R6~R9	20,000	2,000	0	0	18,000	
			変更後	R6~R9	26,000	2,000	0	0	24,000	
			増減		6,000	0	0	0	6,000	
		小計		変更前		333,400	28,000	223,600	0	81,800
				変更後		491,100	107,300	295,800	0	88,000
				増減		157,700	79,300	72,200	0	6,200

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道 支出金	地方債	その他 一般財源		
一人ひとりが 協働し、持続 可能なまちづくり	移住・定住の支援	定住促進住宅整備事業 R6 住宅建設1棟 R7 実施設計(次年度) R8 住宅建設1棟 展望計画 住宅建設2棟	事業内容見直しによる追加	変更前	R6～R9	118,100	16,000	88,800	0	13,300	
			R7 事業費 4,800千円増額	変更後	R6～R9	122,900	16,000	92,300	0	14,600	
			増減	増減		4,800	0	3,500	0	1,300	
		定住向け町有住宅整備事業 R7～9 建設工事1棟2戸、工事監理外、実施計画(次年度) 展望計画 建設工事1棟2戸、工事監理外	事業費精査による追加	R7 事業費 13,300千円増額	変更前	R7～R9	351,700	0	263,700	0	88,000
				変更後	R7～R9	365,000	0	268,600	0	96,400	
				増減	増減		13,300	0	4,900	0	8,400
	行財政運営の推進	公用車更新事業 R6 普通車1台(農林建設)、軽自動車1台(福祉タント) R7 普通車1台(建設水道)、トラック1台(町民) R8 普通車2台(水道農林、税務)、軽自動車1台 情報系サーバ・業務用パソコン更新事業 R6～9 備荒資金組合償還金	事業内容見直しによる変更	変更前	R6～R9	29,800	0	0	0	29,800	
				変更後	R6～R9	29,800	0	0	0	29,800	
				増減	増減		0	0	0	0	0
		役場庁舎改修事業 R7R8 エレベーター更新 R9 車庫外壁改修	事業実施年度見直しによる変更 R7 事業費 22,000千円減額 R8 事業費 25,500千円増額	変更前	R6～R9	59,000	0	0	0	59,000	
				変更後	R6～R9	63,800	0	0	0	63,800	
				増減	増減		4,800	0	0	0	4,800
小計			変更前	R7～R9	37,200	0	0	0	37,200		
			変更後	R8～R9	40,700	0	0	0	40,700		
			増減	増減		3,500	0	0	0	3,500	
			変更前			595,800	16,000	352,500	0	227,300	
			変更後			622,200	16,000	360,900	0	245,300	
			増減	増減		26,400	0	8,400	0	18,000	

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
	行財政運営の推進	行政デジタル化推進事業 R6～7 自治体システム標準化 R7 次期CGMAN更新 R9 ウェブサイト移行	事業内容見直しによる追加 R7 事業費 69,500千円増額	変更前	R6～9	36,000	22,600	0	0	13,400
変更後				R6～9	105,500	85,200	0	0	20,300	
増減					69,500	62,600	0	0	6,900	
		町勢要覧作成事業 R7 町勢要覧16頁、1,500部	事業内容見直しによる減額 R7 事業費 4,000千円減額	変更前	R7	4,000	0	0	0	4,000
変更後					0	0	0	0	0	
増減					-4,000	0	0	0	-4,000	
	小計			変更前		40,000	22,600	0	0	17,400
				変更後		105,500	85,200	0	0	20,300
	増減					65,500	62,600	0	0	2,900
	合計			変更前		2,713,000	216,100	1,329,100	249,600	918,200
				変更後		3,119,800	376,200	1,506,300	337,200	900,100
	増減					406,800	160,100	177,200	87,600	-18,100

(5)新規に登載となった事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源	
産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	農林業の振興	有害鳥獣駆除用車輛購入事業	専用車輛の配置により、効率的な有害鳥獣駆除活動を行う。	町	R7～R9	1,000	0	0	0	1,000	
			R7 有害鳥獣駆除活動用車輛(軽トラック)1台購入、備荒資金組合償還金(利息のみ)R8～R9 備考資金組合償還金								
次世代を育成し、つながりがり、学び合うまちづくり	商工業の振興	町制70周年記念事業	町内で開催されている各種イベントにて、70周年を記念した取り組みができるよう、実行委員会に補助金を交付する。	町	R7	4,000	0	0	1,500	2,500	
			R7 記念事業イベント開催への支援								
福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり	スポーツの振興	フアミリースポーツ公園改修事業	コース芝など経年劣化が見られるとともに、近年の高気温により芝の損傷が著しいことから、グリーン芝の張替を行う。	町	R7～R9	9,300	0	0	0	9,300	
			R7～R9 グリーン芝張替								
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	高齢者福祉の充実	芸術鑑賞事業	町制施行記念事業として、芸術鑑賞を行い、町民の方に参加しい時間を提供する。	町	R7	5,000	0	0	5,000	0	
			R7 芸術鑑賞委託料								
生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり	町の基盤整備の推進	吉岡寺町墓地通路改修事業	墓地通路が経年劣化によるアスファルトの剥離が進んでいるため、通路の改修工事を行うことにより、適切な運営と維持管理を図る。	町	R8	7,100	0	0	0	7,100	
			R8 墓地通路改修工事								
合 計							26,400	0	0	6,500	19,900

政策等調書・総合計画事業進行管理表
(新規事業 5件)

所 属	産業課 農林		整理番号	6-01-56-020	
事業計画名	有害鳥獣駆除用車輛購入事業				
分 野	基本方針Ⅰの分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	農林業の振興	根拠法令等			
現状の認識	現在、有害鳥獣駆除活動においてハンター（会計年度任用職員）が使用している車輛は農林係付の一般車輛であり、大型個体駆除後の個体搬出・運搬時にはその都度、職員が現地へ向かっている。また、現在の車輛が経年劣化等による不具合が生じていることから、効率的な駆除活動のための専用車輛が必要である。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	効率的な駆除活動のための専用車輛を配置する			
	意 図 (めざすべき姿)	専用車輛の配置により、効率的な有害鳥獣駆除活動を行う			
意図の実現に向けた課題	町内におけるハンター有資格者の高齢化に伴い担い手の育成が必要				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	R7 ～ R9
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	有害鳥獣駆除活動用車輛（軽トラック）1台の購入					
年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10～R13)	
計画額	0	0	500	500	2,100	
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	500	500	2,100
	特記事項					
検討した他の政策等の内容	特になし					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特に比較していない					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	指名競争入札による					

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 有害駆除用車輛台数（単位：台）				
説 明	ハンター（会計年度任用職員）が有害鳥獣駆除活動において使用する車輛の台数				
目標設定の考え方	有害駆除活動用車輛を配置することにより、効率的な有害鳥獣駆除活動を行う				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値 (a)			1		
実績値 (b)			0		
達成率 (b/a) %			0.00		

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		有害鳥獣駆除用車両購入事業				展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10～R13
当初	事業内容					備考資金組合償還金
	事業費	0	0	0	0	2,100
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	2,100
R6 ローリング	事業内容		有害鳥獣駆除用車両 (軽トラック)の購入 備考資金組合償還金	備考資金組合償還金	備考資金組合償還金	判定内容
	事業費	0	0	500	500	50点/75点 (66.7%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	R7.3.10
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	500	500	有
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎前期4カ年の総括

進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属	産業課 商工観光		整理番号	6-01-58-018	
事業計画名	町制施行70周年記念事業				
分 野	基本方針Ⅰの分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	商工業の振興	根拠法令等			
現状の認識	令和7年1月で町制施行70周年を迎えることから、町全体での機運の醸成を図る必要がある。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	全町民			
	意 図 (めざすべき姿)	先人の今までの功績を讃え、町全体で町制施行70周年を祝う。			
意図の実現に向けた課題	全町民が等しく楽しめるイベントであることが必要である。				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	R7 ～ R7
実施方法	補助	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ソフト
補助/単独	補助	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目					
事業計画	町内で開催されている各種イベントにて、70周年を記念した取り組みができるよう、実行委員会に補助金を交付する。				
年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10～R13)
計画額	0	4,000	0	0	0
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	1,500	0	0
	一般財源	0	2,500	0	0
	特記事項				
検討した他の政策等の内容	検討していない。				
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特になし。				
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討	比較していない。				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 70周年記念イベント実施回数				
説 明	町内で開催されているイベントにて、70周年を記念した取り組みを実施した回数				
目標設定の考え方	イベント実施回数				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値 (a)			2		
実績値 (b)			0		
達成率 (b/a) %			0.00		

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		町制施行70周年記念事業				展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10～R13
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R6 ロー リング	事業内容		記念事業としての町内 イベント開催への支援			判定内容
	事業費	0	4,000	0	0	55点/75点 (73.3%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	R7.3.10
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	1,500	0	0	有
	一般財源	0	2,500	0	0	
変更理由	新規事業による追加					
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎前期4カ年の総括

進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属	教育委員会 生涯学習		整理番号	6-01-64-001	
事業計画名	ファミリースポーツ公園改修事業				
分 野	基本方針Ⅱの分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	スポーツの振興	根拠法令等			
現状の認識	平成12年供用開始から、25年が経過し、コース芝など経年劣化が見られるとともに、近年の高気温により芝の維持管理に苦慮している。また、プレーへの影響が出ているとの利用者からの要望もある。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	パークゴルフコース、利用者			
	意 図 (めざすべき姿)	芝の適切な管理により、利用者の満足度向上につなげる。			
意図の実現に向けた課題	パークゴルフ場の適切な改修及び維持保全。				
事業主体	町	会計区分	その他	実施期間	R7 ～ R9
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目					
事業計画	R7～R11 グリーン芝張替 (年4コース)				
年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10～R13)
計画額	0	3,100	3,100	3,100	5,100
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	0	3,100	3,100	3,100
特記事項					
検討した他の政策等の内容	なし				
他の自治体の類似する政策等の比較検討	なし				
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和10年度 3,100	令和11年度 1,500	令和12年度 0	令和13年度 0
事業の実施方法の比較検討	なし				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 パークゴルフ場利用者数 (単位:人)				
説 明	パークゴルフ場の利用者数				
目標設定の考え方	利用している人数				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値 (a)	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実績値 (b)	2,328	2,251	0	0	0
達成率 (b/a) %	46.56	75.03	0.00	0.00	0.00

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		ファミリースポーツ公園改修事業				展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10～R13
当初	事業内容					グリーン芝張替
	事業費	0	0	0	0	5,100
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	5,100
R6 ローリ ング	事業内容		グリーン芝張替	グリーン芝張替	グリーン芝張替	判定内容
	事業費	0	3,100	3,100	3,100	60点/75点
	国庫支出金	0	0	0	0	(80.0%)
	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地方債	0	0	0	0	R7.2.11
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	3,100	3,100	3,100	ローリング変更
変更理由	新規事業による				有	
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎前期 4 年の総括

進み具合		実施方法等の妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属	町民課		整理番号	6-01-59-005	
事業計画名	芸能鑑賞事業				
分 野	基本方針Ⅲの分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	高齢者福祉の充実	根拠法令等	なし		
現状の認識	町制執行記念事業の実施				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	福島町民			
	意 図 (めざすべき姿)	町制執行記念事業として、芸能鑑賞を行い、町民の方に楽しい時間を提供する。			
意図の実現に向けた課題	開催の実施方法、入場者数				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	R7 ～ R7
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ソフト
補助/単独	補助	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	芸能鑑賞事業					
年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10～R13)	
計画額	0	5,000	0	0	0	
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	
	その他	0	5,000	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	
	特記事項					
検討した他の政策等の内容	なし					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	なし					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	なし					

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 件数				
説 明	実施件数				
目標設定の考え方	実施件数				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値 (a)			1		
実績値 (b)			0		
達成率 (b/a) %			0.00		

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

年度	事業名 項目	芸能鑑賞事業				展望計画 R10～R13
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R6 ロー リング	事業内容		芸能鑑賞委託料			判定内容
	事業費	0	5,000	0	0	45点/75点 (60.0%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	R7.3.10
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	5,000	0	0	有
	一般財源	0	0	0	0	
	変更理由	事業費の計画掲載のため				
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎前期4カ年の総括

進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属	町民課		整理番号	6-01-59-004	
事業計画名	吉岡寺町墓地通路改修事業				
分 野	基本方針Ⅳの分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	町の基盤整備の推進	根拠法令等	福島町墓地設置及び管理条例		
現状の認識	墓地通路が経年劣化によるアスファルトの剥離が進んでいるため				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	吉岡寺町墓地			
	意 図 (めざすべき姿)	通路の改修工事を行うことにより、適切な運営と維持管理を図る			
意図の実現に向けた課題	改修工事期間中の利用者の安全対策				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	R8 ～ R8
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目					
事業計画	通路改修工事				
年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10～R13)
計画額	0	0	7,100	0	0
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	一般財源	0	0	7,100	0
	特記事項				
検討した他の政策等の内容	特になし				
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特になし				
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討	特になし				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 箇所数 (単位: 箇所)				
説 明	墓地箇所数				
目標設定の考え方	墓地の適切な運営と維持管理を図る。				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値 (a)				1	
実績値 (b)				0	
達成率 (b/a) %				0.00	

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		吉岡寺町墓地通路改修事業				展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10～R13
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R6 ローリ ング	事業内容			墓地通路改修工事		判定内容
	事業費	0	0	7,100	0	50点/75点 (66.7%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	R7.3.10
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	有
	一般財源	0	0	7,100	0	
	変更理由	工事費の計画掲載のため				
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎前期4カ年の総括

進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

議案第59号関係

福島町森林整備計画の策定について

1 計画策定の理由

令和6年12月25日に北海道が策定した渡島檜山地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の公表があったことから、森林法第10条の5第4項の規定に基づき、福島町森林整備計画を地域森林計画に適合する必要があります。

町では、地域森林計画との整合性を図るため、10年一期として令和2年に策定した計画について、新たに後期5か年を勘案した内容とするよう、令和7年4月1日を始期とする計画を策定するものです。

2 主な計画内容

当計画は、前計画と大きな変更点はなく、「森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等」に関する内容及び「公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域の見直し」並びに地域森林計画と整合性を図るよう「一部文言」の修正を行うものです。

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期に発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力を得られるよう普及啓発に努める内容を追加しております。

(2) 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域

森林の現状に沿った森林のゾーニングとするため、「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「木材等生産林」の区分を見直ししております。

3 計画策定に係る事務スケジュール等について

- (1) 令和7年1月 福島町森林整備計画（案）公告・縦覧（概ね30日間）
- (2) 令和7年2月 渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム協議
- (3) 令和7年3月 福島町議会定例会3月会議上程
- (4) 令和7年3月 北海道知事協議・同意及び計画決定
- (5) 令和7年3月末 福島町森林整備計画の公表

4 計画の始期

令和7年4月1日から適用します。

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p style="text-align: center;">福島町森林整備計画</p> <p style="text-align: center;">計画期間 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日〕</p> <p style="text-align: right;">北海道福島町</p>	<p style="text-align: center;">福島町森林整備計画</p> <p style="text-align: center;">計画期間 〔自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日〕</p> <p style="text-align: right;">北海道福島町</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項 (略)</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2 造林に関する事項 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法 …………… <u>19</u></p> <p>3 その他必要な事項 …………… <u>20</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項 (略)</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2 造林に関する事項 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法 …………… <u>18</u></p> <p>3 その他必要な事項 …………… <u>19</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>第4 公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>20</u></p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ・ ・ ・ ・ ・ <u>20</u> 2～3 (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 (略)</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 (略)</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 ・ ・ ・ ・ ・ <u>24</u></p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>24</u></p> <p>4 森林経営管理制度の活用に関する事項 ・ ・ ・ ・ <u>24</u></p> <p>5 その他必要な事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>24</u></p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>25</u></p>	<p>第4 公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>19</u></p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ・ ・ ・ ・ ・ <u>19</u> 2～3 (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 (略)</p> <p>1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 (略)</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 ・ ・ ・ ・ ・ <u>23</u></p> <p>3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>23</u></p> <p>4 森林経営管理制度の活用に関する事項 ・ ・ ・ ・ <u>23</u></p> <p>5 その他必要な事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>23</u></p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ・ ・ ・ ・ ・ <u>24</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
3～4 (略)	3～4 (略)
第8 その他必要な事項	第8 その他必要な事項
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
III 森林の保護に関する事項	III 森林の保護に関する事項
第1 鳥獣害の防止に関する事項	第1 鳥獣害の防止に関する事項
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
2 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>30</u>	2 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>29</u>
第2 森林病害虫等の駆除及び予防・火災の予防その他の 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・ <u>30</u>	第2 森林病害虫等の駆除及び予防・火災の予防その他の 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・ <u>29</u>
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・ <u>30</u>	1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・ <u>29</u>
2 (略)	2 (略)
3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・ <u>31</u>	3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・ <u>30</u>
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の 留意事項・・・・・・・・・・ <u>31</u>	4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の 留意事項・・・・・・・・・・ <u>30</u>
5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>31</u>	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>30</u>
IV 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)	IV 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)
1 (略)	1 (略)
2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・ <u>32</u>	2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・ <u>31</u>
3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の 整備に関する事項・・・・・・・・・・ <u>32</u>	3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の 整備に関する事項・・・・・・・・・・ <u>31</u>
4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>32</u>	4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>31</u>
V その他森林の整備のために必要な事項 (略)	V その他森林の整備のために必要な事項 (略)
1 森林経営計画作成に関する事項 (略)	1 森林経営計画作成に関する事項 (略)

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・ <u>33</u> 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・ <u>33</u> 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・ <u>33</u> 5～6 (略) 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>34</u></p>	<p>2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・ <u>32</u> 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・ <u>32</u> 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・ <u>32</u> 5～6 (略) 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・ <u>33</u></p>
<p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・・・・・・ <u>38</u></p>	<p>別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・・・・・・ <u>37</u></p>
<p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域・・・・・・・・ <u>45</u></p>	<p>別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域・・・・・・・・ <u>44</u></p>
<p>別表3 鳥獣害防止森林区域 (略)</p>	<p>別表3 鳥獣害防止森林区域 (略)</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>福島町は渡島半島西南部に位置し、東に知内町、西に松前町、北は上ノ国町と境界を接し、町の総面積18,728haのうち森林面積は17,294haと約93%が森林で占められています。森林面積のうち民有林面積は<u>10,844ha</u>（道有林<u>6,740ha</u>、町有林<u>1,229ha</u>、その他民有林<u>2,875ha</u>）で森林面積の63%、国有林は6,450haで37%となつています。また、民有林のうち人工林は2,569haで人工林率が24%、スギを主体としてトドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他の人工林となっています。</p> <p>地形は、山岳、丘陵により起伏に富み、大千軒岳などを源とする大小の河川が町内中心部から津軽海峡に注いでいます。海岸線に位置する人家裏には急峻な山岳が迫り、治山、治水、山地災害防止機能の確保増大が期待されており、保安林の指定や粗悪林の改良を進める等、生活環境の改善をさらに推進する必要があります。</p> <p>主産業は水産業ですが、知内川流域と福島川流域での農業や椎茸生産など農林業分野においても積極的に取り組んでいる地域です。</p> <p>また、住宅地域に隣接する森林公園は、住民の憩いの場として遊歩道や、林内整備等を図っていますが、さらに、整備、保全が必要となっています。</p> <p>また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「ほこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般</p>	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>福島町は渡島半島西南部に位置し、東に知内町、西に松前町、北は上ノ国町と境界を接し、町の総面積18,728haのうち森林面積は17,294haと約93%が森林で占められています。森林面積のうち民有林面積は<u>10,908ha</u>（道有林<u>6,753ha</u>、町有林<u>1,307ha</u>、その他民有林<u>2,848ha</u>）で森林面積の63%、国有林は6,450haで37%となつています。また、民有林のうち人工林は2,569haで人工林率が24%、スギを主体としてトドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他の人工林となっています。</p> <p>地形は、山岳、丘陵により起伏に富み、大千軒岳などを源とする大小の河川が町内中心部から津軽海峡に注いでいます。海岸線に位置する人家裏には急峻な山岳が迫り、治山、治水、山地災害防止機能の確保増大が期待されており、保安林の指定や粗悪林の改良を進める等、生活環境の改善をさらに推進する必要があります。</p> <p>主産業は水産業ですが、知内川流域と福島川流域での農業や椎茸生産など農林業分野においても積極的に取り組んでいる地域です。</p> <p>また、住宅地域に隣接する森林公園は、住民の憩いの場として遊歩道や、林内整備等を図っていますが、さらに、整備、保全が必要となっています。</p> <p>また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「ほこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>民有林<u>2, 183ha</u>において、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の1林業事業体もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。</p> <p>2 森林整備の基本方針（略）</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針（略）</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>1～3（略）</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項（略）</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種（略）</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>ア 育成単層林の標準的な方法</p> <p>a～d（略）</p>	<p>林<u>2, 440ha</u>において、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の1林業事業体もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。</p> <p>2 森林整備の基本方針（略）</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針（略）</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>1～3（略）</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項（略）</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種（略）</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>ア 育成単層林の標準的な方法</p> <p>a～d（略）</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの_____時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。</p> <p>f (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に<u>関する指針</u> 皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ります_____。</p> <p>2 天然更新に関する事項 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な更新を図るため、次の森林や自然条件、森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森</p>	<p>e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの【植栽の時期】の表の植栽時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。</p> <p>f (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間_____ 皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします_____。</p> <p>2 天然更新に関する事項 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な更新を図るため、次の森林や自然条件、森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>林」として指定し、植栽による更新を図ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候、地形、地質、土壌等の自然条件により天然更新が期待できない森林 ・水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況 ・天然更新に必要な稚幼樹の生育状況 ・林床や地表の状況 ・病虫獣等の被害発生状況等 <p>なお、次に該当する箇所は、上記によらず当該区域に指定しないものとします。</p> <p>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 (略)</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 (略)</p> <p>5 その必要な事項 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な<u>もの</u>に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への更新を確保し</p>	<p>として指定し、植栽による更新を図ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候、地形、地質、土壌等の自然条件により天然更新が期待できない森林 ・水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林 <p>なお、<u>天然更新が期待できない森林を指定する場合は、次の状況などを勘案することとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況 ・天然更新に必要な稚幼樹の生育状況 ・林床や地表の状況 ・病虫獣等の被害発生状況等 <p>また、次に該当する箇所は、上記によらず当該区域に指定しないものとします。</p> <p>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 (略)</p> <p>4 森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 (略)</p> <p>5 その必要な事項 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な<u>者</u>に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への更新を確保しま</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>ます。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 水資源保全ゾーン</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 森林施業の方法</p> <p>1 の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>す。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 水資源保全ゾーン</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 森林施業の方法</p> <p>1 の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。</p> <p><u>また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>(2) 生物多様性ゾーン (水辺林タイプ) (略)</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 森林施業の方法</p> <p>1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。</p> <hr/> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>(2) 生物多様性ゾーン (水辺林タイプ) (略)</p> <p>(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)</p> <p>ア 区域の設定 (略)</p> <p>イ 森林施業の方法</p> <p>1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。</p> <p><u>また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとしします。</u></p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p>(1) 基幹路網に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 基幹路網の整備計画 林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は、次のとおりです。 なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。</p>	<p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p>(1) 基幹路網に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 基幹路網の整備計画 林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は、次のとおりです。 なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

新計画											
(延長・面積：k m・h a)											
開設/拡張	種類	区分	地区	路線名	延長	箇所	利用区	前半5 力年計画箇所	対図番号	備考	
一般民有林	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		①	(略)	
	自動車道 (改良)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		②	該当なし	
	自動車道 (改良)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		③	(略)	
	自動車道 (改良)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		④	(略)	
道有林	(略)	(略)	(略)	(略)	0.3	4		○	①	透面 保全	
						8		○	①	局部 改良	
	(略)	(略)	(略)	松倉	兵舞線	0.1	2		○	②	橋梁 改良
							(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			③	(略)
							1		○	④	橋梁 改良
	(略)	(略)	(略)	松倉	天狗 岳線	2.0	1	260	○	⑤	
							(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			⑥	
							(略)				

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>(2) (略)</p> <p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> <p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鳥獣害の防止の方法</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 その他必要な事項 (略)</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p> <p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> <p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鳥獣害の防止の方法</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防除対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略)</p> <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他森の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法</p> <p><u>(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等</u></p> <p><u>森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行います。</u></p> <p><u>なお、森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合は、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。</u></p>	<p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防除対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略)</p> <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他森の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法</p> <p><u>森林病害虫等による被害については、被害の早期発見及び早期防除に努めることが基本であることから、現在の被害状況、害虫の種類、生態、過去の発生状況、枯損被害の可能性等を調査するとともに、被害の程度によっては、薬剤の散布や被害木の早期伐倒・搬出するなど、適切な方法により被害の拡大防止に努めることとします。</u></p> <p><u>なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒・搬出する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。</u></p> <p><u>特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、福島町で確認されており、今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることか</u></p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画		
<p>(2) その他 (略)</p> <p>2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 林野火災の予防の方法 (略)</p> <p>4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>5 その必要な事項</p> <p>(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分</p> <p><u>森林所有者等の情報により病虫害被害を受けている森林が判明した場合は、択伐などにより他の森林へのまん延防止を図ります。</u></p>	<p><u>ら、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動をを行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。</u></p> <p><u>さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。</u></p> <p>(2) その他 (略)</p> <p>2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 林野火災の予防の方法 (略)</p> <p>4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>5 その必要な事項</p> <p>(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分</p> <table border="1" data-bbox="1316 295 1385 1126"> <tr> <td data-bbox="1316 958 1385 1126">森林の区域</td> <td data-bbox="1316 295 1385 958">備考</td> </tr> </table>	森林の区域	備考
森林の区域	備考		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画	新計画
<p>(2) (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>福島町内全域</p> <p>カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用（一般民有林及びび道有林）</p> <p>(2) (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1～7 (略)</p>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る 森林の区域	別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る 森林の区域
【一般民有林】			
1 共通のゾーニング			
区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 ^{かん}	7	(略)	(略)
	8	(略)	(略)
	9	(略)	(略)
	10	(略)	(略)
	13	(略)	(略)
	17	(略)	(略)
	21	(略)	(略)
	22	(略)	(略)
	23	(略)	<u>95.20</u>
	24	109～113、138、 <u>148</u> 、 <u>148</u> 、 <u>148</u> 150、154、 <u>158</u> ～161	<u>17.57</u>
		計	<u>564.86</u>
1	(略)	(略)	
2	24～31、33～36、61、62、71、 73、77～ <u>89</u> 、 <u>91</u> ～97、 <u>100</u> ～106	<u>85.28</u>	
3	<u>133</u> 、 <u>144</u> ～146、149、161～ <u>163</u>	<u>10.68</u>	
山地災害防 止林			
水源涵養林 ^{かん}	7	(略)	(略)
	8	(略)	(略)
	9	(略)	(略)
	10	(略)	(略)
	13	(略)	(略)
	17	(略)	(略)
	21	(略)	(略)
	22	(略)	(略)
	23	(略)	<u>95.13</u>
	24	109～113、138、 <u>145</u> 、 <u>147</u> 、 <u>148</u> 、 150、153、154、 <u>157</u> ～161	<u>19.61</u>
		計	<u>566.83</u>
1	(略)	(略)	
2	24～31、33～36、61、62、71、 73、77～ <u>84</u> 、 <u>86</u> ～89、91～97、 <u>99</u> ～102、 <u>104</u> ～120	<u>85.76</u>	
3	<u>96</u> 、133、 <u>142</u> ～146、149、161～ <u>163</u> 、 <u>166</u> 、 <u>168</u>	<u>11.18</u>	
山地災害防 止林			

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
山地災害防 止林	—		
	5	—、289	0.28
	6	4、5、9、14~20	48.24
	7	2、3、20	0.37
	8	(略)	(略)
	9	(略)	(略)
	10	(略)	(略)
	11	(略)	(略)
	12	21、192、195、198、277、288、289、310、323、329、330、333、334、	2.12
	14	40、133、135、153~159、169、170、178~186、201~205	16.97
	25	(略)	(略)
	26	(略)	(略)
	28	(略)	(略)
31	(略)	(略)	
山地災害防 止林			
	5	99、100、127、289	0.55
	6	4、5、9、14~21	48.39
	7	2、3、6、7、20	0.57
	8	(略)	(略)
	9	(略)	(略)
	10	(略)	(略)
	11	(略)	(略)
	12	21、105、192、195、198、258、261、277、288、289、310、323、324、329、330、333、334、502~505	3.13
	14	40、100、133、135、137、153~159、169、170、178~186、201~205	17.69
	25	(略)	(略)
	26	(略)	(略)
	28	(略)	(略)
31	(略)	(略)	
38	73、74、77、79、83、84、99	25.11	
39	38、39、42、49~51、72、76、81、83、85、89、100、105、111、113、114、117、118、121	11.53	

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画		
別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	
【一般民有林】				
1 共通のゾーニング				
区分	森林の区域		面積 (ha)	面積 (ha)
	林班	小班		
山地災害防止林	4 0	56、57、96、116、118、120、122～128、130、139、149、170～174、237～239、241、281、288、290～301、305～308	15.84	50～52、55、56、57、96、116、118、120、122～128、130、139、149、170～174、237～239、241、281、288、290～301、305～308
	4 1	119、282、291～293、	0.36	106、107、109、110、114、119、127、282、291～294、296、301～304
	4 2	23、39、40、50～52、54～57、70、83、105、106、108、169～171、179、181、183、208、209、211、233、253	6.19	23、39、40、50～52、54～57、70、83、105、106、108、169～171、173、177、179、181～186、189～192、208、209、211、219、223、233、253～262
	4 3	(略)	(略)	(略)
4 4	4、6、16、18～25、	3.08	4、6、9～11、16、18～25、28、	4.48

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
	28、42、45、58、73、 <u> </u> <u> </u> 93、102、 <u> </u> 109～111、 113、114、 <u> </u> 125		42、45、58、73、 <u>75</u> 、 <u>76</u> 、 <u>93</u> 、 102、 <u>106</u> 、109～111、 113、114、 <u>115</u> ～119、 <u>124</u> 、 125
4 6	149、 <u> </u> 234、279	4 6	149、 <u>167</u> 、 <u>234</u> 、279
4 7	(略)	4 7	(略)
	計 316.49		計 409.37
生活環境 保全林	該当なし	生活環境 保全林	該当なし
1	(略)	1	(略)
2	(略)	2	(略)
4 3	(略)	4 3	(略)
4 4	(略)	4 4	(略)
4 7	(略)	4 7	(略)
	計 69.69		計 69.23
保健・文 化機能等 維持林		保健・文 化機能等 維持林	
木材等生 産林		木材等生 産林	
2	(略)	2	(略)
	1～7、9～16、18、 <u>19</u> ～27、29 ～39、41～44、46～77、 79～ <u>96</u> 、99～112、114～128、 130、134～140、142、143、 147、148、150～160、165～ 167		1～7、9～16、18～ <u>27</u> 、 29～39、41～44、46～77、79 ～ <u>95</u> 、99～112、114～128、 130、134～140、142、143、 147、148、150～160、165、 167
3	81.62	3	81.42

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
木材等生 産林	4	全域	4
		1~38、 <u>40</u> 、 <u>41</u> 、 <u>51</u> ~64、66 ~69、72、80、81、85、88、 <u>92</u> ~113、 115~120、122、124、 <u>127</u> ~ 133、135~137、150~157、 160~166、178、181、184、 185、189、201~219、221~ 226、228、230~233、235~ 238、240~250、258、259、 <u>262</u> 、266、268、271、274、 <u>301</u> 、304、 310~314、318、 <u>323</u> 、 <u>324</u> _____	1~38、 <u>40</u> ~45、 <u>47</u> 、 <u>51</u> ~64、 66~69、72、80、81、85、88、 <u>92</u> 、 <u>94</u> ~99、 <u>101</u> ~113、 115~120、122、124、 <u>128</u> ~ 133、135~137、150~157、 160~166、178、181、184、 185、189、201~219、221~ 226、228、230~233、235~ 238、240~250、258、259、 <u>261</u> ~ <u>263</u> 、 <u>266</u> 、 <u>268</u> 、 <u>271</u> 、 <u>274</u> 、 <u>290</u> 、 <u>291</u> 、 <u>293</u> 、 <u>298</u> 、 <u>301</u> 、 <u>304</u> 、 310~314、318、 <u>323</u> ~ <u>331</u> 、 <u>333</u> ~ <u>339</u>
	4	<u>80.76</u>	<u>79.96</u>
木材等生 産林	5	39.43	5
	6	31.96	6
	7	25.96	7
	8	(略)	8
	10	(略)	10

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
木材等生 産林	1 1 1~12、17~19、21、22、 24~27、29~42、44、 46、 <u>58</u> 、60、63、65、 67、71~79、81、83~97、 100~102、104、105、108、 109、112~118、120~152、 154、155、157、159~214、 217、218、221、 <u>254</u> 、 <u>255</u> ~ <u>257</u>	1 1 1~12、17~19、21、22、 24~27、29~42、44、 46~ <u>49</u> 、 <u>51</u> ~58、60、63、65、 67、71~79、81、83~97、 100~102、104、105、108、 109、112~118、120~152、 154、155、157、159~214、 217、218、221、 <u>223</u> ~ <u>229</u> 、 <u>254</u> ~ <u>260</u>	<u>100.11</u>
木材生産 等林	1 2 2~20、22~29、31~38、40 ~56、58~70、73~76、78~ <u>104</u> 、107~130、132~151、 153~187、189、193、196、 197、199~ <u>207</u> 、211、213、 215~239、243~253、255~ 259、 <u>261</u> 、 <u>262</u> 、264~274、 280、284~287、290~309、 311~322、325~328、331、 332	1 2 2~20、22~29、31~38、40 ~56、58~70、73~76、78~ <u>104</u> 、107~130、132~151、 153~187、189、193、196、 197、199~ <u>208</u> 、211、213、 215~239、243~253、255~ <u>257</u> 、259、262、264~274、 280、284~287、290~309、 311~322、325~328、331、 332	<u>63.03</u>
1 3	(略)	1 3	(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
木材生産 等林		木材生産 等林	
1 4	1、3～39、41、42、44、45、 47、49、50、52、53、56～61、 66～70、73～81、83、84、87、 90～98、 <u>100</u> ～105、 107～109、114～126、128、 130、131、136、 <u>144</u> 、 146～151、160～168、 171～177、190、 <u>191</u> 、200、 <u>206</u> 、 <u>207</u>	1 4	1、3～39、41、42、44、45、 47、49、50、52、53、56～61、 66～70、73～76、83、84、87、 90～98、 <u>101</u> ～105、 107～109、114～126、128、 130、131、136、 <u>138</u> ～144、 146～151、160～168、 171～177、 <u>187</u> ～191、200、 <u>206</u> ～ <u>208</u>
1 5	(略)	1 5	(略)
1 6	(略)	1 6	(略)
1 7	1～3、5、6、8～10、12～ 23	1 7	1～3、5、6、8～10、12～ <u>20</u> 、 <u>22</u> 、 <u>23</u>
1 8	(略)	1 8	(略)
1 9	(略)	1 9	(略)
2 0	(略)	2 0	(略)
2 4	1～7、9～26、28、29、 31～47、49～53、55～65、 67～70、72～78、80～82、84 ～86、88～ <u>94</u> 、 <u>96</u> 、 98～107、114～137、 139～ <u>147</u> 、 <u>147</u> 、151、152、 155、156、162～172、 284～288	2 4	1～7、9～26、28、29、 31～47、49～53、55～65、 67～70、72～78、80～82、 84～86、88～ <u>96</u> 、 98～107、114～137、 139～ <u>144</u> 、 <u>146</u> 、151、152、 155、156、162～172、 284～288
2 5	(略)	2 5	(略)
	<u>49.65</u>		<u>49.03</u>
	<u>72.60</u>		<u>72.61</u>
	<u>57.35</u>		<u>57.46</u>
	<u>75.51</u>		<u>75.22</u>
	<u>138.97</u>		<u>139.26</u>
	(略)		(略)
	<u>93.86</u>		<u>92.51</u>
	<u>83.52</u>		<u>81.27</u>
	(略)		(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
木材生産 等林	1、4～8、11、17、18、 20～33、36～41、43、45～53、 55～72、74～ <u>83</u> 、 85～88、90、92～106、109、 110、112～117、119～121、 127、128、130、132～144、 2 6 146～154、156～162、 164～166、168～174、 176～178、180、184～195、 200～203、205～211、214、 215、217、219～232、 234、 <u>235～239</u> 、 <u>240～276</u> 、 278、290、291	木材生産 等林	1、4～8、11、17、18、 20～33、36～41、43、45～53、 55～72、74～ <u>76</u> 、 <u>80～83</u> 、 85～88、90、92～106、109、 110、112～117、119～121、 127、128、130、132～144、 2 6 146～154、156～162、 164～166、168～174、 176～178、180、184～195、 200～203、205～211、214、 215、217、219～232、 234～ <u>276</u> 、278、290、 291、 <u>307</u>
2 7	(略)	2 7	(略)
2 8	(略)	2 8	(略)
2 9	(略)	2 9	(略)
3 0	(略)	3 0	(略)
3 1	1～11、13～27、29、30～ <u>34</u> 、 <u>36</u> 、 <u>37</u> 、39、41～46、 56～59、62、64～68、 71、75～ <u>87</u>	3 1	1～11、13～27、29、30～37、 39、41～46、56～59、62、64 ～68、71、75～ <u>82</u> 、 <u>84～87</u>
3 2	(略)	3 2	(略)
3 3	(略)	3 3	(略)
3 4	(略)	3 4	(略)
3 5	(略)	3 5	(略)
2 7	<u>104.91</u>	2 7	<u>104.87</u>
2 8	(略)	2 8	(略)
2 9	(略)	2 9	(略)
3 0	<u>73.04</u>	3 0	<u>72.64</u>
3 1	<u>60.94</u>	3 1	<u>60.62</u>
3 2	(略)	3 2	(略)
3 3	(略)	3 3	(略)
3 4	<u>112.41</u>	3 4	<u>112.44</u>
3 5	<u>106.27</u>	3 5	<u>106.31</u>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画			新計画		
木材等生	3 6	89.48	木材等生	3 6	89.44
産林	3 7	(略)	産林	3 7	52.75
3 8	全域	94.71	1~24、26~43、45~51、54、56、57~62、65、67~72、75、76、78、80~83、85~96、98、100~102	3 8	69.68
3 9	1~38、40~48、52~71、73~75、77~80、82、84、86~99、101~112	140.77	1~37、40、41、43~48、52~71、73~75、77~80、82、84、86~88、90~99、101~104、106~110、112、122、123	3 9	128.61
4 0	1~5、9~12、14~17、20~25、28~30、34、55、61、62、66、67、70、71、74、84~87、89~91、93、95、97~115、117、119、121、129、131~138、140~148、150、151~169、175~200、202~204、207、214~219、221~236、240、242~248、250、251、253~259、261、263~279、282~287、289、302~304	83.84	1~5、9~12、14~17、20~25、28~30、34、61、62、66、67、70、71、74、84~87、89~91、93、95、97~115、117、119、121、129、131~138、140~148、150~169、175~200、202~204、207、214~219、221~236、240、242~248、250、251、253~259、261、263~279、282~287、289、302~304	4 0	83.42
4 1	(略)	50.07	(略)	4 1	49.89

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
	1~5、8、10、12、15~22、24 ~32、34~38、42~49、58~ 62、64~69、71~79、81、82、 84~97、99~104、107、109 ~156、158、161、163、166、 168、 <u>173</u> ~176、 <u>185</u> 、 <u>188</u> ~ <u>196</u> 、198、199、201~207、 210、212~218、220~222、 224、225、227~231、236~ 241、243~ <u>252</u>	4 2	1~5、8、10、12、15~22、24 ~32、34~38、42~49、58~ 62、64~69、71~79、81、82、 84~97、99~104、107、109 ~156、158、161、163、166、 168、 <u>174</u> ~176、 <u>188</u> 、 <u>193</u> ~ <u>196</u> 、198、199、201~207、 210、212~218、220~222、 224、225、227~231、236~ 241、243~ <u>248</u> 、 <u>250</u> ~ <u>252</u>
	4 3	4 3	(略)
木材等生 産林	9~15、17、26、27、29~31、 33、36、37、39~41、43、 46~57、59~72、 <u>75</u> 、 <u>76</u> 、 78~81、84、85、87~92、94、 96、97、99、100、103、105、 <u>106</u> 、112、 <u>115</u> ~ <u>119</u> 、 <u>121</u>	4 4	12~15、17、26、27、29~31、 33、36、37、39~41、43、 46~57、59~72、 <u>14.57</u> 78~81、84、85、87~92、94、 96、97、99、100、103、105、 112、121
	4 5	4 5	(略)
	1~20、 <u>22</u> ~ <u>34</u> 、 <u>36</u> ~ <u>93</u> 、 <u>95</u> ~ <u>113</u> 、 <u>115</u> ~126、129~145、 147、148、150、 <u>151</u> ~ ~166、168~190、192~ <u>211</u> 、 <u>218</u> ~ <u>222</u> 、 <u>224</u> ~ <u>232</u> 、 <u>235</u> ~253、255~261、270~ <u>278</u>	4 6	1~ <u>47</u> 、 <u>49</u> ~ <u>70</u> 、 <u>73</u> ~ <u>114</u> 、 <u>116</u> ~126、129~145、147、148、 <u>150</u> ~ <u>159</u> 、 <u>162</u> ~166、168~ 190、192~ <u>196</u> 、 <u>198</u> 、 <u>200</u> ~ <u>212</u> 、 <u>218</u> ~ <u>221</u> 、 <u>223</u> ~ <u>233</u> 、 <u>235</u> ~253、255~261、270~ <u>273</u> 、 <u>275</u> 、 <u>277</u> 、 <u>278</u> 、 <u>281</u> ~ <u>283</u>
	4 5	4 5	<u>177.30</u>
	4 6	4 6	<u>123.86</u>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
8~22、26~51、57~60、62~64、66~73、75~90、92~97、99~105、106~123、126	4 7	8~14、16~22、26~32、35~40、42~52、57~60、62~64、66~73、75~86、88~90、92~97、99~112、114~123、126 ~132	4 7
	計		計
	3154.29		3109.15

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画			
【一般民有林】							
2 上乗せのゾーニング							
区分	森林の区域		面積 (ha)	区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班			林班	小班	
水資源保全 ゾーン	7	(略)	(略)	水資源保全 ゾーン	7	(略)	(略)
	8	(略)	(略)		8	(略)	(略)
	9	(略)	(略)		9	(略)	(略)
	10	(略)	(略)		10	(略)	(略)
	13	(略)	(略)		13	(略)	(略)
	17	(略)	(略)		17	(略)	(略)
			(略)				計
生物多様性保 全ゾーン				生物多様性保 全ゾーン			
水辺林タイ プ				水辺林タイ プ			
保護地域タイ プ				保護地域タイ プ			
木材等生産林	—	—	—	木材等生産林	5	152	0.04
—	—	—	—	のうち、特に効 率的な施業が 可能な森林	6	13	0.12
—	—	—	—		7	9	0.02
—	—	—	—		14	130	0.16
—	—	—	—		15	43、47、90	0.48
—	—	—	—		24	22	0.08
—	—	—	—		25	79、106	1.24
—	—	—	—		26	214、262、290	0.56
—	—	—	—		27	8、41、72	0.48

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
—	—	30	1、6、7、61~63
—	—	31	3、5、6
—	—	34	58、60、65、67、88
—	—	35	17、21~23、28、49
—	—	36	34、38、39、41
—	—	38	51、68、83
—	—	39	(略)
—	—	40	1
—	—	46	45、46、171~174、 176
—	—	47	36、37、49、50、96、 103、104
特に効率的な施業が可能な森林	39 (略)		計
	計		159.75
	140.77		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画			新計画			
別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	別表 1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域			
【道有林】						
1 共通のゾーニング						
区分	森林の区域		面積 (ha)	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班		林班	小班	
水源涵養林	5	2、8、 <u>51</u> 、 <u>53</u> 、 <u>56</u>	<u>105.11</u>	5	2、8、 <u>56</u> 、 <u>2201</u> 、 <u>2203</u>	<u>105.10</u>
	6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	7	(略)	(略)	7	(略)	(略)
	2 6	(略)	<u>207.42</u>	2 6	(略)	<u>207.41</u>
		計	<u>704.73</u>		計	<u>704.71</u>
山地災害防止林	1～3	(略)	<u>878.95</u>	1～3	(略)	<u>878.92</u>
	4	(略)	<u>304.18</u>	4	(略)	<u>304.17</u>
	5	全域、(2、8、 <u>51</u> 、 <u>53</u> 、 <u>56</u>) 重複	<u>209.44</u>	5	全域、(2、8、 <u>56</u> 、 <u>2201</u> 、 <u>2203</u>) 重複	<u>209.43</u>
	6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	7	(略)	(略)	7	(略)	(略)
	8	全域	<u>144.73</u>	8～9	全域	<u>444.79</u>
	9	<u>1～3</u> 、 <u>5</u> 、 <u>7～9</u> 、 <u>51～60</u>	<u>298.45</u>			
1 0	1～9、14～16、21、 <u>22</u> 、 <u>31</u> 、 <u>51</u> 、 <u>53</u> 、 <u>54</u> 、 <u>57</u> 、 <u>59～76</u> 、 <u>78～84</u> 、 <u>84</u> 、 <u>84</u> 、 <u>84</u>	<u>341.41</u>	1 0	1～9、14～16、21、 <u>22</u> 、 <u>31</u> 、 <u>41</u> 、 <u>51</u> 、 <u>53</u> 、 <u>53～76</u> 、 <u>78～86</u> 、 <u>95</u> 、 <u>98</u>	<u>345.42</u>	

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
1 1	1、2、4、5、9、21、 22、31、41、51～56、 76、79	1 1～ 1 9	2040.78
1 2～ 1 9	全域	全域	
2 0	1～5、7～12、21～24、 52～55、58～66、 68～71、91	2 0	193.93
2 1～ 2 3	(略)	2 1～ 2 3	958.53
2 4	(略)	2 4	(略)
2 5	(略)	2 5	(略)
2 7	(略)	2 7	(略)
	計	計	6458.41
生活環境保全林		(略)	
保健・文化機能 維持林		1	(略)
		3	(略)
		4	(略)
		5	(略)
		7	(略)
		8	(略)
		2 8	59.15
		計	428.23
木材生産林		(略)	

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画			
2 上乗せのゾーニング				2 上乗せのゾーニング			
区分	森林の区域		面積 (ha)	区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班			林班	小班	
水資源保全ゾーン	5	2、8、51、53、56	105.11	5	2、8、56、2201、2203	105.10	
	6	(略)	(略)	6	(略)	(略)	
	7	(略)	(略)	7	(略)	(略)	
		計	497.31		計	497.30	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		該当なし			該当なし		
		1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
生物多様性保全ゾーン	3	(略)	(略)	3	(略)	(略)	
	4	(略)	(略)	4	(略)	(略)	
	5	(略)	(略)	5	(略)	(略)	
	7	(略)	(略)	7	(略)	(略)	
	8	(略)	(略)	8	(略)	(略)	
	28	(略)	59.16	28	(略)	59.15	
		計	428.24		計	428.23	
木材等生産林							
特に効率的な施業が可能な森林		該当なし			該当なし		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画								
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 【一般民有林】				別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 【一般民有林】								
区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画に おける主な実施 基準 (参考) (注1)	区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画に おける主な実施 基準 (参考) (注1)	
		林班	小班					林班	小班			
(略)	(略)		(略)	<u>304.70</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>566.83</u>	(略)	
	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	<u>0.30</u>	(略)		(略)	(略)		(略)	<u>40.77</u>	(略)
(略)	(略)		(略)	<u>226.76</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>275.25</u>	(略)	
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	<u>158.94</u>		(略)	(略)		(略)	<u>162.52</u>	(略)
	(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画		
「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙		「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙		
区分	(略)	区分	(略)	
別紙(ア)		別紙(ア)		
区分 伐期の延長を すべき森林	林班	森林の区域		面積 (ha)
	7	小班	小班	(略)
	8	(略)	(略)	(略)
	9	(略)	(略)	(略)
	10	(略)	(略)	(略)
	13	(略)	(略)	(略)
	17	(略)	(略)	(略)
	—	—	21 全域	97.08
	22	(略)	(略)	(略)
	23	(略)	(略)	95.13
	24	109~113、138、— —148、150、153、 154、158~161	109~113、138、145、 147、148、150、153、 154、157~161	17.57
	計	計	564.86	
別紙(イ)(略)		別紙(イ)(略)		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画		
「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙 (略)		「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙 (略)		
区分 (略)		区分 (略)		
別紙 (ウ)				
区分	森林の区域	森林の区域	面積 (ha)	
	林班	小班		
長伐期施業をすべき森林 (注3)	—	3	96、142、143、166	0.20
	—	4	21~23、107、108、126~129、199、200	0.76
	—	5	99、100、127	0.34
	—	6	21	0.15
	—	7	6、7	0.20
	8		(略)	(略)
	—	1 2	105、258、261、502 ~505	0.44
	—	1 4	100、137	0.72
	2 6		(略)	(略)
	—	3 8	73、74、77、79、83、84、99	25.11
	—	3 9	38、42、85、89、105、111、113、114、117、118、121	9.10
	—	4 0	52、55	0.21

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
	—	4 1	106、107、109、110、 114、127
	—	4 2	173、182、184～186、 189～192
	—	4 4	9～11、75、76、102、 106、115～119、124
	計		計
			0.18
			1.65
			1.41
			40.77

別紙 (エ)

区分	森林の区域		面積 (ha)	
	林班	小班		
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	(略)	(略)	
	2	(略)	68.57	
	7	(略)	(略)	
	8	(略)	(略)	
	9	(略)	(略)	
	1 0	(略)	(略)	
	1 1	(略)	(略)	
	1 2	— 277、 288、289、310、323、 — 329、330、333、 334		2.07
	1 4	(略)	(略)	
	2 5	(略)	(略)	
	2 6	(略)	(略)	

別紙 (エ)

区分	森林の区域		面積 (ha)	
	林班	小班		
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	(略)	(略)	
	2	(略)	66.21	
	7	(略)	(略)	
	8	(略)	(略)	
	9	(略)	(略)	
	1 0	(略)	(略)	
	1 1	(略)	(略)	
	1 2	192、195、198、277、 288、289、310、323、 324、329、330、333、 334		2.64
	1 4	(略)	(略)	
	2 5	(略)	(略)	
	2 6	(略)	(略)	

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
3 1	(略)	3 1	(略)
3 9	(略)	3 9	(略)
4 0	(略)	4 0	(略)
4 3	(略)	4 3	(略)
4 4	(略)	4 4	(略)
		<u>4 6</u>	<u>167</u>
4 7	(略)	4 7	(略)
			計
			<u>275.25</u>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙		「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙 (略)	
区分	(略)	区分	(略)
別紙(オ)		別紙(オ)	
区分	複層林施業を推進すべき森林	区分	複層林施業を推進すべき森林
林班	小班	林班	小班
1	(略)	1	(略)
2	73、83、86、89、91～97、99、101、110、111、114、	2	73、83、84～86、87、89、91～97、99、101、102、104～107、110、111、114、117～120
3	133、144～146、149、161～163	3	133、144～146、149、161～163、168
5	(略)	5	(略)
6	(略)	6	(略)
7	(略)	7	(略)
8	(略)	8	(略)
10	(略)	10	(略)
11	(略)	11	(略)
12	(略)	12	(略)
14	(略)	14	(略)
25	(略)	25	(略)
26	(略)	26	(略)
	面積 (ha)		面積 (ha)
	20.35		23.19
	10.68		10.98
	(略)		0.21
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画		新計画	
2 8 (略)	(略)	2 8 (略)	(略)
3 1 (略)	(略)	3 1 (略)	(略)
3 9 (略)	(略)	3 9 (略)	(略)
4 0	—、56、57、96、 116、118、120、122、 124～128、130、139、 170～174、237～239、 241、281、288、290～ 301	50、 <u>51</u> 、56、57、96、 116、118、120、122、 124～128、130、139、 170～174、237～239、 241、281、288、290～ 301	<u>15.26</u>
4 1	119、282、291～—	119、282、291～ <u>294</u> 、 <u>296</u> 、 <u>301</u> ～ <u>304</u>	<u>0.48</u>
4 2	23、39、40、50～52、 54～57、70、83、105、 106、108、169～171、 —179、181、183、 208、209、211、— —233、253～—	23、39、40、50～52、 54～57、70、83、105、 106、108、169～171、 <u>177</u> 、179、181、183、 208、209、211、 <u>219</u> 、 <u>223</u> 、 <u>233</u> 、 <u>253</u> ～ <u>262</u>	<u>6.57</u>
4 3 (略)	(略)	4 3 (略)	(略)
4 4 (略)	(略)	4 4 (略)	(略)
4 6 (略)	(略)	4 6 (略)	(略)
4 7 (略)	(略)	4 7 (略)	(略)
	計		計
	<u>158.94</u>		<u>162.52</u>

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画					新計画						
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 【道有林】					別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 【道有林】						
区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営 計画にお ける主な 実施基準 (参考)(注 1)	区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営 計画にお ける主な 実施基準 (参考)(注 1)
		林班	小班					林班	小班		
(略)	(略)	(略)	(略)	<u>209.80</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>207.41</u>	(略)
			計	<u>209.80</u>				計	<u>207.41</u>		
	(略)		(略)		(略)		(略)	該当なし			(略)
		1 0	1~9、15、21、 22、51、53、54、 57、 <u>60</u> 、64、 66、67、 <u>70</u> 、 <u>71</u> 、 <u>73~76</u> 、 <u>78~</u> <u>86</u> 、 <u>95</u> 、 <u>98</u>	<u>306.68</u>		1 0		1~9、15、21、 22、51、53、54、 57~ <u>60</u> 、64、 66、67、 <u>70</u> 、 <u>71</u> 、 <u>73~76</u> 、 <u>78~</u> <u>86</u> 、 <u>95</u> 、 <u>98</u>	<u>290.79</u>		
(略)	(略)	1 1	1、4、5、 <u>9</u> 、 21、51~56、 58、60、63、65 ~68、 <u>70</u> 、 <u>71</u> 、 <u>98</u>	<u>185.86</u>	(略)	1 1	(略)	1、4、5、 <u>8</u> 、 <u>9</u> 、 21、51、52、54、 55、58、60、63、 65~68、 <u>70</u> 、 <u>71</u> 、 <u>98</u>	<u>115.88</u>	(略)	(略)
		1 2	51~68	<u>57.44</u>		1 2		51、52、55~ 66、68、 <u>2301</u>	<u>48.79</u>		
			計	<u>549.98</u>				計	<u>455.46</u>		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画				
長伐期施業をすべき森林	林班	森林の区域	面積 (ha)	長伐期施業をすべき森林	林班	森林の区域	面積 (ha)	
	(略)	5	1~2、 <u>52</u> 、 <u>54</u> 、 <u>55</u> 、 <u>96</u>		<u>147.70</u>	(略)	5	1~2、4、 <u>2202</u> 、 <u>2204</u> 、 <u>2205</u>
(略)	7	1~5、 <u>99</u>	(略)	(略)	7	1~5	(略)	
(略)	9	<u>51</u> ~ <u>60</u>	<u>19.40</u>	(略)	9	<u>59</u> 、 <u>61</u> 、 <u>2201</u> ~ <u>2209</u>	<u>21.02</u>	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	10	31、41、62、 <u> </u> <u> </u> 、 <u>65</u> 、 <u>68</u> 、 <u> </u>	<u>12.08</u>	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	10	31、41、 <u>55</u> 、 <u>56</u> 、 <u>61</u> ~ <u>63</u> 、 <u>65</u> 、 <u>68</u> 、 <u>69</u> 、 <u>72</u>	<u>32.21</u>	
	11	41、 <u> </u> 、 <u>57</u> 、 <u>59</u> 、 <u> </u> <u> </u>	<u>10.08</u>		11	41、 <u>56</u> 、 <u>57</u> 、 <u>59</u> 、 <u>61</u> 、 <u>62</u> 、 <u>64</u> 、 <u>69</u>	<u>84.81</u>	
複層林施業を推進すべき森林	(略)	(略)	(略)	複層林施業を推進すべき森林	12	<u>53</u> 、 <u>54</u>	<u>8.65</u>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		15	<u>51</u> ~ <u>54</u> 、 <u>56</u> ~ <u>58</u>	<u>41.42</u>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		<u>20</u>	<u>60</u> 、 <u>62</u> 、 <u>66</u> 、 <u>68</u> 、 <u>70</u> 、 <u>71</u>	<u>19.48</u>	
	(略)	(略)	(略)		<u>21</u>	<u>52</u> 、 <u>53</u> 、 <u>58</u> ~ <u>60</u>	<u>20.47</u>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	<u>247.53</u>		(略)	(略)	<u>247.52</u>	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	<u>899.23</u>		計	(略)	計	<u>1,085.71</u>

別紙 (ア)

別紙 (ア)

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画			
別紙(イ) 長伐期施業を すべき森林	森林の区域		面積 (ha)	別紙(イ) 長伐期施業を すべき森林	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班			林班	小班	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	4	1201.88	1	4	1201.84	
	5	1~2、4、		5	1~2、4、 <u>2202</u> 、 <u>2204</u> 、 <u>2205</u>	147.69	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	9			9	<u>59</u> 、 <u>61</u> 、 <u>2201</u> ~ <u>2209</u>	21.02	
	10	31、41、		10	31、41、 <u>55</u> 、 <u>56</u> 、 <u>61</u> ~ <u>63</u> 、 <u>65</u> 、 <u>68</u> 、 <u>69</u> 、 <u>72</u>	32.21	
	11	41、	57、59、	11	41、 <u>56</u> 、 <u>57</u> 、 <u>59</u> 、 <u>61</u> 、 <u>62</u> 、 <u>64</u> 、 <u>69</u>	84.81	
	(略)	(略)	(略)	12	<u>53</u> 、 <u>54</u>	8.65	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	15	<u>51</u> ~ <u>54</u> 、 <u>56</u> ~ <u>58</u>	41.42	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	20	<u>60</u> 、 <u>62</u> 、 <u>66</u> 、 <u>68</u> 、 <u>70</u> 、 <u>71</u>	19.48	
	(略)	(略)	(略)	21	<u>52</u> 、 <u>53</u> 、 <u>58</u> ~ <u>60</u>	20.47	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	247.52		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		計		計	1,085.71		
(注1) ~ (注3) (略)				(注1) ~ (注3) (略)			
【長伐期施業主伐実施基準表】(略)				【長伐期施業主伐実施基準表】(略)			

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画				新計画			
別表3 鳥獣害防止森林区域【一般民有林】				別表3 鳥獣害防止森林区域【一般民有林】			
【一般民有林】				【一般民有林】			
対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)	対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班			林班	小班	
エゾシカ	(略)	(略)	(略)	エゾシカ	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	95.68		(略)	(略)	96.40
	(略)	(略)	92.30		(略)	(略)	92.60
	(略)	(略)	72.60		(略)	(略)	72.61
	(略)	(略)	57.35		(略)	(略)	57.46
	(略)	(略)	91.67		(略)	(略)	91.38
	(略)	(略)	138.97		(略)	(略)	139.26
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	95.20		(略)	(略)	95.13
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	73.04		(略)	(略)	72.64
	(略)	(略)	76.10		(略)	(略)	75.78
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	112.41	(略)	(略)	112.44		
(略)	(略)	106.27	(略)	(略)	106.31		
(略)	(略)	89.48	(略)	(略)	89.44		
(略)	(略)	52.71	(略)	(略)	52.75		

福島町森林整備計画新旧対照表

旧計画			新計画		
(略)	(略)	94.71	(略)	(略)	94.47
(略)	(略)	143.20	(略)	(略)	141.02
	計	2,038.52		計	2,036.52
【道有林】(略)			【道有林】(略)		

議案第60号関係

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

1 策定の経過について

国は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の施行後、地方創生の取組が本格的に始まってから10年を振り返り、これまでの反省を踏まえたうえで、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくための「地方創生2.0」の基本的な考え方を示しました。

当町の第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、今年度が計画の最終年度となっております。

そのようなことから町においても国や北海道の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目無い取組を進める必要があるため、令和7年度を初年度とする「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定するものであります。

2 計画書について

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(2) 人口ビジョンの見直し

人口ビジョンについては、令和2年国勢調査を含め直近の統計調査などを反映した内容で時点修正を行っております。

(3) 総合戦略の概要

総合戦略については、現行の総合戦略の取り組みを引き続き維持しながら、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を展開するものであります。

① 基本目標

原則、現行の総合戦略に掲げている4つの基本目標を引き継ぎ、施策の推進を図ります。

基本目標1 産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する

基本目標2 若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する

基本目標3 時代に合ったまちをつくり、町民の安心安全な暮らしを守るとともに、がん予防対策を充実する

基本目標4 まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する

② 取り組む施策等

国・道の総合戦略を勘案して、4つの基本目標の目標数値の達成に向けた施策の推進に努めてまいります。

地域みらい留学の取組で全国から福島商業高校へ入学する生徒の転入が増加しているという明るい兆しがあるものの、自然減や社会減により人口減少が進行している状況に変化は見られません。

短期集中的な施策の展開により、人口増に転じることは困難でありますので、引き続き、子育て支援や若者の定住対策、交流人口及び関係人口の拡大等につながる施策に取り組むことで地域経済の底上げを図り、人口減少率の鈍化を目指してまいります。

議案第 6 1 号関係

第 4 期福島町地域福祉計画の策定について

1 計画策定の理由について

社会福祉法第 1 0 7 条において、市町村は地域福祉の推進に関する一体的な計画として、「市町村福祉計画」を策定することが努力義務となっており、当町では平成 2 2 年度から 2 6 年度までの 5 年間を第 1 期として、平成 2 7 年度から令和元年度までの 5 年間を第 2 期として計画を策定しております。

現計画が令和 6 年度までのものであることから、令和 7 年度からの次期計画を策定するものです。

2 計画期間について

令和 7 年度から令和 1 1 年度まで（5 年間）

3 計画の概要について

基本理念である「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま」実現のため“健康福祉・協働福祉・安心福祉”を基本方針と定め、基本目標・各種施策を定めております。

基本目標 1 みんなの元気が支えるまちづくり

基本目標 2 みんなで手をつなぐまちづくり

基本目標 3 みんなが笑顔になるまちづくり

4 計画書

別冊 4 のとおり

議案第62号関係

第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 策定の経過

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境がおおきく変化しており、様々な課題の解決が求められています。

国においては、平成24年に「子育て関連3法」を制定、平成27年度から「子ども・子育て新制度」の創設、さらに令和5年4月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」の施行及び「こども大綱」や「こども未来戦略」などの子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」、「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～6年度)」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口減少により厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いでいくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2 計画書

別冊5のとおり

3 計画期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

議案第71号関係

令和6年度福島町一般会計補正予算（第9号）
（第2表 地方債補正について）

（単位：千円）

起債の目的	地方債額	起債充	債当	債区	分率	交付税算入	算入率	交付税算入	交付税区分	摘要
出産祝金交付事業債	△ 200	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績見込みによる減額	
定住促進住宅整備事業債	△ 2,100	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
福祉センター一整備事業債	△ 600	防災対策事業債	75%	有	公債	有	30%	公債	実績による減額	
町内会館整備事業債	△ 6,900	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
子ども医療費助成事業債	△ 1,700	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績見込みによる減額	
吉岡温泉整備事業債	1,000	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による増額	
水産物供給基盤機能保全事業債	△ 1,900	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
吉岡漁港岸壁改良整備事業債	△ 2,400	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
橋梁長寿命化事業債	△ 3,100	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
町道川原町汐見町線整備事業債	△ 1,900	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績による減額	
福島川改修事業債	18,800	緊急自然災害防止対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	事業採択による追加	
空家対策等支援事業債	900	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績見込みによる増額	
消防広報作業車整備事業債	△ 1,900	過疎対策事業債	100%	有	公債	有	70%	公債	実績見込みによる減額	

青少年交流センター整備事業債	△ 11, 100	過疎対策事業債 100%	有 70%	公債費 元利償還金	実績見込みによる減額
太陽光発電設備等整備事業債	△ 3, 600	過疎対策事業債 100%	有 70%	公債費 元利償還金	実績による減額
公有林整備事業債	△ 1, 500	国の予算等貸付金債 100%	無		実績による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1 款：町税 1 項：町民税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
23	1 個人	106,468	10,000	116,468	1 現年課税分	10,000	現年課税分 10,000
	◆賦課及び収納実績見込による増額。						
23	2 法人	17,686	2,999	20,685	1 現年課税分	3,000	現年課税分 3,000
	◆賦課及び収納実績見込による増額。						
	計	124,154	12,999	137,153			△1 滞納繰越分

1 款：町税 2 項：固定資産税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
23	1 固定資産税	306,081	10,000	316,081	1 現年課税分	10,000	現年課税分 10,000
	◆賦課及び収納実績見込による増額。						
	計	309,417	10,000	319,417			

1 款：町税 3 項：軽自動車税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
23	2 種別割	9,246	400	9,646	1 現年課税分	290	種別割分 290
	◆賦課及び収納実績見込による増額。						
	計	10,130	400	10,530	2 滞納繰越分	110	滞納繰越分 110

1 款：町税 4 項：町たばこ税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
24	1 町たばこ税	33,677	460	34,137	1 現年課税分	460	従量割 460
	◆収納実績見込による増額。						
	計	33,677	460	34,137			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

2 款：地方譲与税 3 項：森林環境譲与税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
24	1 森林環境譲与税	6,627	986	7,613	1 森林環境譲与税	986	森林環境譲与税
	◆実績見込による増額。						
	計	6,627	986	7,613			

1 0 款：地方交付税 1 項：地方交付税 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
24	1 地方交付税	2,156,791	64,996	2,221,787	1 地方交付税	64,996	普通交付税
	◆国の補正予算に係る再算定による追加交付。						
	計	2,156,791	64,996	2,221,787			

1 2 款：使用料及び手数料 1 項：使用料 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
24	2 衛生使用料	1,400	130	1,530	1 衛生使用料	130	合葬式墓地使用料
	◆実績見込による増額。						
24	3 農林水産使用料	985	28	1,013	2 水産使用料	28	漁村環境改善総合センター使用料
	◆実績見込による増額。						
25	4 商工使用料	6,426	1,053	7,479	1 横綱記念館使用料	559	横綱記念館使用料
	◆実績見込による増額。						
	3 青函トンネル記念館使用料				3 青函トンネル記念館使用料	494	青函トンネル記念館使用料
25	5 土木使用料	45,340	△ 2,027	43,313	2 住宅使用料	△ 1,980	町営住宅使用料
	◆実績見込による減額。						
	4 新緑公園照明施設使用料				4 新緑公園照明施設使用料	△ 47	新緑公園照明施設使用料
25	6 教育使用料	12,112	△ 1,172	10,940	1 青少年交流センター使用料	△ 1,150	青少年交流センター使用料
	◆実績見込による減額。						
	1 青函トンネル記念館使用料				1 青函トンネル記念館使用料	△ 535	青函トンネル記念館使用料

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1.2 款：使用料及び手数料 1 項：使用料 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
					2	保健体育使用料	△ 22 パークゴルフ場使用料
	計	66,373	△ 1,988	64,385			

1.2 款：使用料及び手数料 2 項：手数料 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
25	2 総務手数料	1,553	165	1,718	165	1	総務手数料 戸籍及び住民基本台帳手数料 戸籍及び住民基本台帳手数料（支所）
	◆実績見込による増額。						
	計	12,732	165	12,897			

1.3 款：国庫支出金 1 項：国庫負担金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
26	1 民生費国庫負担金	133,716	△ 5,580	128,136	△ 700	1	障害者自立支援医療費負担金
	◆実績見込による減額。						
					△ 6,500	2	障害者介護給付費等国庫負担金
					460	3	児童福祉費負担金 子どものための教育・保育給付国庫負担金 子育てのための施設等利用給付国庫負担金
					△ 1,518	4	児童手当国庫負担金 児童手当給付負担金
					2,678	6	介護保険低所得者保険料軽減負担金 介護保険低所得者保険料軽減負担金
26	2 衛生費国庫負担金	140	△ 47	93	△ 47	1	保険衛生費国庫負担金 母子保健衛生費等国庫負担金
	◆実績見込による減額。						
	計	133,856	△ 5,627	128,229			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1 3 款： 国庫支出金 2 項： 国庫補助金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明	
					区分	金額		
27	1 総務費国庫補助金	130,913	△ 10,970	119,943	3	デジタル基盤改革支援補助金	地方公共団体情報システム標準化・共通化事業補助金 3,932	
	◆実績見込による減額。					4	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△ 14,902
	2 民生費国庫補助金	11,384	282	11,666	2	児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 282	
	◆実績見込による増額。					1	保健衛生費補助金	△ 4,130
27	3 衛生費国庫補助金	11,070	△ 4,130	6,940	1	保健衛生費補助金	疫病予防対策事業補助金 母子保健衛生費等国庫補助金 出産・子育て応援交付金 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金 △ 4,130	
	◆実績見込による減額。					1	道路橋梁費補助金	1,645
	4 土木費国庫補助金	14,800	1,645	16,445	1	道路橋梁費補助金	道路局所管補助金（道路メンテナンス事業費補助金） 1,645	
	◆実績見込による増額。					1	教育総務費補助金	△ 769
27	5 教育費国庫補助金	12,947	△ 769	12,178	1	教育総務費補助金	地方創生推進交付金 就学援助費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金 へき地児童生徒援助費等補助金 公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 △ 769	
	◆実績見込による減額。							
	計		181,114	△ 13,942	167,172			

1 4 款： 道支支出金 1 項： 道負担金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明	
					区分	金額		
28	1 民生費負担金	114,703	△ 7,751	106,952	2	身体障害者援護費負担金	障害者自立支援医療費負担金 △ 350	
	◆実績見込による減額。					3	障害者介護給付費等負担金	△ 3,250
	計					4	国民健康保険税軽減費負担金	△ 171
							国民健康保険基礎安定負担金 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 △ 286 115	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1.4 款：道支出金 1 項：道負担金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
29	◆実績見込による減額。	70	△ 24	46	5	△ 1,679	後期高齢者医療保険基金安定拠出金
					6	259	子どものための教育・保育給付負担金 子育てのための施設等利用給付負担金
					7	△ 747	児童手当給付負担金
					9	△ 1,813	介護保険低所得者保険料軽減負担金
	計	118,523	△ 7,775	110,748			

1.4 款：道支出金 2 項：道補助金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
29	◆実績見込による減額。	3,065	△ 783	2,282	1	67	電源立地地域対策交付金
					2	△ 100	地域づくり総合交付金
					3	△ 750	UIJターン新規就業支援事業補助金
29	◆実績見込による増額。	8,726	382	9,108	1	△ 150	介護サービス利用者負担軽減事業補助金
					2	282	子ども・子育て支援交付金
					3	250	地域づくり総合交付金

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

議案 ページ	1.4 款：道支出金 2 項：道補助金		節		説明							
	目	補正前の額	補正額	補正後の額		区 分	金額					
30	3 衛生費補助金	9,058	△ 2,016	7,042	1 乳幼児医療費補助金	△ 151	乳幼児医療費補助金 乳幼児医療事務費補助金	△145 △6				
	◆実績見込による減額。				2 心身障害者医療対策費補助金	△ 1,237	重度心身障害者医療費補助金 重度心身障害者医療事務費補助金	△1,200 △37				
					3 母子保健費補助金	△ 510	母子家庭等医療費補助金 母子家庭等医療事務費補助金	△500 △10				
					6 保健衛生費補助金	△ 118	出産・子育て応援交付金	△118				
					4 農林水産業費補助金	11,407	△ 23	11,384	1 農業費補助金	△ 137	農委員会活動促進事業交付金	△137
	◆実績見込による減額。						2 林業費補助金	114	森林環境保全整備事業補助金 森林保護事業補助金	703 △589		
30	5 教育費補助金	23,600	△ 4,398	19,202	1 教育総務費補助金	△ 4,398	ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金	△4,398				
	◆実績見込による減額。											
	計	60,656	△ 6,838	53,818								

議案 ページ	1.4 款：道支出金 3 項：道委託金		節		説明			
	目	補正前の額	補正額	補正後の額		区 分	金額	
31	1 総務費委託金	15,393	△ 2,920	12,473	1 総務管理費委託金	△ 59	権限移譲事務交付金 土地利用規制等対策事務事業交付金	△20 △39
	◆実績見込による減額。				3 選挙費委託金	△ 2,861	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	△2,861
					計	15,645	△ 2,920	12,725

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1.5 款：財産収入 1 項：財産運用収入 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
31	1 財産貸付収入	15,277	△ 157	15,120	1 土地建物貸付収入	△ 157	町有住宅賃料 △157
	◆実績見込による減額。						
	2 利子及び配当金	147	498	645	1 利子及び配当金	498	財政調整基金利子収入 243 減債基金利子収入 24 小笠原実業学基金金利子収入 2 花田俊勝奨学基金金利子収入 9 ふるさと応援基金利子収入 101 過疎地域自立促進特別事業基金利子収入 26 公共施設維持保全基金利子収入 53 ふるさと定住促進住宅基金利子収入 35 森林環境譲与税基金利子収入 5
31	◆利率の確定による増額。						
	計	15,424	341	15,765			

1.5 款：財産収入 2 項：財産売払収入 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
32	2 物品売払収入	1,700	1,359	3,059	1 物品売払収入	1,359	町有林立木等売払収入 1,359
	◆実績見込による増額。						
32	3 生産物売払収入	4,276	△ 958	3,318	1 生産物売払収入	△ 958	陸上養殖アロビ売払収入 △958
	◆実績見込による減額。						
	計	5,986	401	6,387			

1.6 款：寄付金 1 項：寄付金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
32	1 一般寄付金	1,575	521	2,096	1 一般寄付金	521	一般寄付金 521
	◆実績による増額。						
32	2 総務寄付金	70,000	△ 16,000	54,000	1 一般寄付金	△ 16,000	ふるさと応援寄付金 △16,000
	◆実績見込による減額。						
	計	71,575	△ 15,479	56,096			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

1 7 款：繰入金 2 項：基金繰入金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
32	1 財政調整基金繰入金	305,725	△ 175,263	130,462	1 財政調整基金繰入金	△ 175,263	財政調整基金繰入金 △175,263
	◆今回の補正に係る財源調整による減額。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は130,462千円となります。						
32	4 ふるさと応援基金繰入金	113,251	△ 4,746	108,505	1 ふるさと応援基金繰入金	△ 4,746	ふるさと応援基金繰入金 △4,746
	◆実績見込による減額。						
33	5 公共施設維持保全基金繰入金	23,290	△ 957	22,333	1 公共施設維持保全基金繰入金	△ 957	公共施設維持保全基金繰入金 △957
	◆実績見込による減額。						
33	6 人財育成基金繰入金	13,486	△ 4,100	9,386	1 人財育成基金繰入金	△ 4,100	人財育成基金繰入金 △4,100
	◆実績見込による減額。						
	計	472,232	△ 185,254	286,978			

1 9 款：諸収入 1 項：延滞加算金及び過料 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
33	1 延滞金	2	250	252	1 延滞金	250	町税滞納延滞金 250
	◆収納実績見込による増額。						
	計	2	250	252			

1 9 款：諸収入 3 項：貸付金元利収入 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
33	2 奨学資金貸付金収入	3,179	5,682	8,861	1 奨学資金貸付金収入	5,682	奨学資金貸付金収入 5,682
	◆実績見込による増額。						
	計	88,179	5,682	93,861			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

議案 ページ	1.9款：諸収入 5項：雑入		節		説明	(単位：千円)
	補正前の額	補正額	補正後の額	金額		
1	雑入	65,529	△ 2,355	63,174	1 高額療養費収入	△ 500
	◆実績見込による減額。				2 給食費収入	△ 327
					4 保険料負担金収入	616
34					9 雑入	△ 2,144
					渡島西部広域事務組合派遣職員給与費負担収入	△1,043
					職員団体専従職員共済費負担金収入	884
					生きがいデイサービス事業利用料	△21
					シヨーストサービス事業利用料	△24
					生活支援ハウスマイル利用料等	482
					特産品センター自動販売機電気料	△681
					青函トンネル記念館光熱水費負担金	380
					支障物件補償金	△1,848
					養育医療費徴収金	△22
					二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	△2,159
					定住促進対策事業奨励金返還金	455
					その他	29
					代執行経費徴収金	△4,000
					代執行経費徴収金（滞納繰越分）	2,154
					北海道市町村職員退職手当組合負担金精算還付金	3,270
	計	67,529	△ 2,355	65,174		

議案 ページ	2.0款：町債 1項：町債		節		説明	(単位：千円)
	補正前の額	補正額	補正後の額	金額		
1	総務債	64,100	△ 2,300	61,800	1 ふるさと暮らし応援事業債	△ 200
	◆実績による減額。				4 定住・移住促進事業債	△ 2,100
35					2 民生債	△ 7,500
	◆実績による減額。				1 福祉センター改修事業債	△600
					町内会館整備事業債	△6,900

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

議案 ページ	20款：町債 1項：町債	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明	(単位：千円)
						区分	金額		
35	◆実績による減額。	3 衛生債	29,400	△ 700	28,700	1 保健衛生債	△ 700	子ども医療費助成事業債 吉岡温泉整備事業債	△1,700 1,000
		4 農林水産業債	35,400	△ 5,800	29,600	1 林業債	△ 1,500	公有林整備事業債	△1,500
35	◆実績による減額。					2 水産業債	△ 4,300	水産物供給基盤機能保全事業債 吉岡漁港岸壁改良整備事業債	△1,900 △2,400
		6 土木債	95,200	14,700	109,900	1 道路橋梁事業債	△ 5,000	橋梁長寿命化事業債 町道川原町汐見町線整備事業債	△3,100 △1,900
35	◆対象事業の追加による増額。					2 普通河川河道整備事業債	18,800	福島川改修事業債	18,800
		3 都市計画事業債				3 都市計画事業債	900	空家対策等支援事業債	900
36	◆実績による減額。	7 消防債	10,600	△ 1,900	8,700	1 消防施設整備事業債	△ 1,900	消防広報作業車整備事業債	△1,900
		9 教育債	257,900	△ 14,700	243,200	1 青少年交流センター整備事業債	△ 11,100	青少年交流センター整備事業債	△11,100
36	◆実績による減額。					2 太陽光発電設備等整備事業債	△ 3,600	太陽光発電設備等整備事業債	△3,600
		計	618,645	△ 18,200	600,445				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 議会事務局

1 款：議会費		1 項：議会費			1 目：議会費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新議案ページ	継	事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額	財源内訳		
			49,831	△ 794	49,037	一般財源	△ 794	【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。 【主な増減】 報酬△25（諮問会議委員報酬）、報償費△100（専門的審査・調査謝礼）、旅費△422（委員旅費△72、普通旅費△93、視察研修旅費△206ほか）、需用費△197（消耗品費）負担金・補助及び交付金△50（管内議長会等負担金） 【事業内容等】 実績見込による減額
	39	議会運営費	1,028	△ 98	930	一般財源	△ 98	【事業目的】 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有する。 【主な増減】 需用費△98（議会日より印刷製本費） 【事業内容等】 実績見込による減額
	39	情報公開費						

（単位：千円）

課名 総務課

2 款：総務費		1 項：総務管理費			1 目：一般管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新議案ページ	継	事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額	財源内訳		
			28,792	△ 1,084	27,708	一般財源	△ 1,084	【事業目的】 行政組織及び全般的な事務管理を行い安定的な行政運営を図る。 【主な増減】 報償費△100（各種報償費）、旅費278（赴任旅費）、役務費△700（通信運搬費）委託料△115（職員採用試験業務委託料△61外）、備品購入費△405（貸付被服購入費△400外）外 【事業内容等】 令和7年度採用職員に係る赴任旅費の追加及び支出精査
	39	一般管理費	318	△ 138	180	一般財源	△ 138	【事業目的】 条例に基づく委員会の適切な運営。 【主な増減】 報酬△115（表彰審議委員会委員報酬△20外）旅費△23（表彰審議委員会委員費用弁償△4外） 【事業内容等】 会議終了等による減額
	40	各種委員会運営費						

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課

2款：総務費 1項：総務管理費 1目：一般管理費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
40	継	渡島町村会費	1,800	1,634	一般財源 △ 166	【事業目的】 町村事務等の権限に属する連絡調整や地方自治の振興発展に寄与する調査研究・陳情等を共同で行う。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△166（渡島町村会費△135外） 【事業内容等】 事業完了による減額
40	継	職員研修費	1,961	1,416	一般財源 △ 545	【事業目的】 研修による職員の能力向上を図り、業務や住民サービスの向上を図る。 【主な増減】 旅費△160（研修旅費）、委託料△385（職員研修実施業務委託料） 【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額
40	継	庁舎管理費	36,658	35,944	一般財源 △ 714	【事業目的】 庁舎を適切に維持管理する。 【主な増減】 需用費△500（光熱水費）、委託料△114（歩道支障枝剪定委託料△6外） 【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額

課名 企画課

2款：総務費 1項：総務管理費 2目：文書広報費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
41	継	文書広報費	2,515	2,715	一般財源 200	【事業目的】 町民に行政情報等を適切に提供。 【主な増減】 需用費200（印刷製本費） 【事業内容等】 発行ページ数増加による増額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課

2款：総務費		1項：総務管理費			5目：財産管理費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額				
			6,367	△ 368	一般財源 △ 368	【事業目的】 町有財産（公用車両を除く）を適正に管理する。		
41	継	町有財産管理費				【主な増減】 役員費△3（廃棄物処理手数料）、委託料△360（植生及び樹木管理委託料△130外） 備品購入費△5（管理用備品購入費） 【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額		
			13,605	△ 1,939	一般財源 △ 1,939	【事業目的】 公用車両の適切な管理を行う。		
41	継	車輛管理費				【主な増減】 需用費△1,496（燃料費）、公課費△127（自動車重量税）外 【事業内容等】 支出精査による減額		

課名 企画課

2款：総務費		1項：総務管理費			6目：企画費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額				
			2,586	△ 178	道支出金 △ 39 一般財源 △ 139	【事業目的】 重要施策の企画及び調整、国・道・市町村との調整に関する事務。		
41	継	企画費				【主な増減】 旅費△148（普通旅費）、需用費△28（食糧費）、委託料△2（NHK大相撲中継イベント会場準備委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額		
			384	△ 240	一般財源 △ 240	【事業目的】 総合計画の策定や変更の審議を行う。		
42	継	総合計画審議会運営費				【主な増減】 報酬△200（総合計画審議会委員報酬）、旅費△40（総合計画審議会委員費用弁償） 【事業内容等】 開催実績による減額 （当初：4回開催 実績：4回開催（うち1回は書面開催））		
			38,540	△ 9,840	繰入金 △ 4,000 一般財源 △ 5,840	【事業目的】 ふるさと納税制度の運用（ふるさと納税者に対する返礼品送付など）及び補助金の交付。		
42	継	ふるさと応援基金運営費				【主な増減】 需用費△110（印刷製本費）、役員費△500（各種手数料）、委託料△8,160（ふるさと納税運用業務委託料）、使用料及び賃借料△620（ふるさと納税ポータルサイト等利用料）、負担金・補助及び交付金△450（ふるさと応援基金事業補助金） 【事業内容等】 寄付額の減額見込に伴う関係経費の減額		

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 企画課

2款：総務費 議案 ページ	新 継	1項：総務管理費			6目：企画費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		事業・事業予算名	補正前の額	予算額	補正額	補正後の額			
42	継	脱炭素戦略計画策定事業費	12,452	△ 3,652	8,800	諸収入 一般財源	△ 2,159 △ 1,493	【事業目的】 脱炭素戦略計画を策定することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを展開する。 【主な増減】 委託料△3,652（脱炭素戦略計画策定委託料） 【事業内容等】 事業完了による事業費確定に伴う減額	
42	継	福島町総合戦略策定事業費	240	△ 180	60	一般財源	△ 180	【事業目的】 総合戦略策定及び審議を行う。 【主な増減】 報酬△150（総合戦略策定委員報酬）、旅費△30（総合戦略策定委員費用弁償） 【事業内容等】 開催実績による減額（当初：2回 実績：1回）	
42	継	産学官連携産業活性化事業費	942	△ 138	804	一般財源	△ 138	【事業目的】 大学との連携により、新たな商品開発や付加価値向上及び人材育成を図り産業活性化や産業振興を推進する。 【主な増減】 旅費△138（普通旅費） 【事業内容等】 実績見込による減額	
42	継	高度無線環境整備推進事業費	100	△ 50	50	一般財源	△ 50	【事業目的】 新型コロナウイルス感染症対応のためのテレワークやオンライン授業等の「新たな日常」に必要な情報通信基盤を整備するため、町内の光ファイバー未整備地区の整備を行う。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△50（インターネット接続環境整備補助費補助金） 【事業内容等】 実績見込による減額	
42	継	テレビ放送共同受信施設整備支援事業費	200	△ 148	52	一般財源	△ 148	【事業目的】 テレビ放送の難視聴を解消するために設置されたテレビ放送共同受信施設の費用の一部を助成することにより、テレビ放送共同受信施設組合の継続的な運営を支援する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△148（テレビ放送共同受信施設整備補助金） 【事業内容等】 補助事業完了による事業費確定に伴う減額	

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名		総務課		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
		予算	額			
2 款：総務費	1 項：総務管理費	1 1 目：職員厚生管理費				(単位：千円)
新議案ページ	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		2,733	△ 718	2,015	一般財源 △ 718	【事業目的】 職員の安全と健康保持及び快適な職場環境の形成を図る。
43	職員厚生管理費					【主な増減】 役員費△542（健康診査手数料△440外）、委託料△176（ストレスチェック実施業務委託料）
						【事業内容等】 支出精査による減額

課名		企画課		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
		予算	額			
2 款：総務費	1 項：総務管理費	1 4 目：バス待合所管理費				(単位：千円)
新議案ページ	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		2,878	△ 200	2,678	一般財源 △ 200	【事業目的】 住民の交通手段確保のため、バス運行に係る待合所の維持管理。
43	バス待合所管理費					【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200（バス待合所整備事業補助金）
						【事業内容等】 実績見込による減額

課名		総務課		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
		予算	額			
2 款：総務費	1 項：総務管理費	1 5 目：電子自治体推進費				(単位：千円)
新議案ページ	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		4,327	△ 502	3,825	一般財源 △ 502	【事業目的】 住民生活に必要な行政情報の提供、申請・届出等の電子化など国等と連携した行政サービスを提供する。
43	総合行政ネットワーク事業費					【主な増減】 委託料△502（電子計算機システム変更委託料）
						【事業内容等】 事業完了による減額
		4,771	△ 104	4,667	一般財源 △ 104	【事業目的】 インターネットの利用により効率的な行政システムを確立する。
43	インターネット事業費					【主な増減】 役員費△100（通信運搬費） 委託料△4（北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料）
						【事業内容等】 事業完了等による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課

2款：総務費 1項：総務管理費 1.5目：電子自治体推進費 (単位：千円)

議案ページ	新継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
43	継	北海道電子自治体HARRP電子申請運用委託事業費	499	△ 14 485	△ 14 一般財源	【事業目的】 電子申請システムを道と市町村が共同で構築利用する。 【主な増減】 委託料△14（電子計算機システム運用委託料） 【事業内容等】 事業完了による減額
43	継	行政デジタル化推進事業費	26,532	0 26,532	国庫支出金 一般財源 △ 3,932	【事業目的】 行政手続におけるデジタル環境を整え、事務処理内容の共通性、町民の利便性の向上・行政運営の効率化を図る。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】

課名 企画課

2款：総務費 1項：総務管理費 1.6目：地域公共交通維持費 (単位：千円)

議案ページ	新継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
43	継	千軒地区新たな公共交通確保事業費	1,990	△ 10 1,980	△ 10 一般財源	【事業目的】 千軒地区における新たな公共交通を確保し、気軽に外出できる環境を整備する。 【主な増減】 委託料△10（運行業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額

2款：総務費 1項：総務管理費 1.7目：ふるさと暮らし応援事業費 (単位：千円)

議案ページ	新継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
44	継	定住促進住宅等奨励事業費	9,500	△ 1,097 8,403	△ 1,097 一般財源	【事業目的】 若者等の定住を促進するため新築住宅等へ奨励金を交付する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△1,097（住宅リフォーム補助金） 【事業内容等】 実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 企画課

2款：総務費 1項：総務管理費 17目：ふるさと暮らし応援事業費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			3,500	0	△ 200 地方債 一般財源	【事業目的】 人口減少に歯止めをかけるため、新生児に対して奨励金を交付し、地域全体で子育てを支援する。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】
44	継	出産祝金交付事業費				

2款：総務費 1項：総務管理費 19目：定住・移住促進事業費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	子 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			63,619	△ 2,247	△ 2,100 地方債 一般財源	【事業目的】 町内の建築業に携わる若者や、子育て中の若者等の意見を反映した「福島町定住促進住宅整備計画」の具現化により、子育て世帯等、若者の定住・移住を促進する。 【主な増減】 委託料△285（定住促進住宅建設工事監督支援業務委託料△22、定住促進住宅建築工事監督業務委託料△263）、工事請負費△1,962（定住促進住宅建設工事費） 【事業内容等】 入札減及び実績による減額
44	継	定住促進住宅整備事業費	1,000	△ 1,000	0 国庫支出金 一般財源	【事業目的】 東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）からの移住を促進する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△1,000（移住支援金） 【事業内容等】 実績による減額
			400	△ 200	△ 200 一般財源	【事業目的】 福島町への移住促進を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200（移住者支援補助金） 【事業内容等】 実績見込による減額
44	継	移住者支援事業費	150	△ 100	△ 100 一般財源	【事業目的】 定住促進住宅を適切に管理し、若者や子育て世帯の定住・移住を促進する。 【主な増減】 需用費△100（光熱水費） 【事業内容等】 実績見込による減額
44	継	定住促進住宅管理費				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

課名 企画課

2款：総務費 1項：総務管理費 20目：チャレンジスピリット応援事業費 (単位：千円)

新 議案 ページ	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		補正前の額	補正後の額		
		18,000	△ 5,419	一般財源 △ 5,419	
44	チャレンジスピリット 応援事業費				<p>【事業目的】新たに事業を開始する事業者が行う設備投資に対する経済的支援を行うことで、事業開始時の安定化を図る。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金△5,419 (施設投資助成金)</p> <p>【事業内容等】 実績見込による減額</p>

課名 町民課

2款：総務費 3項：戸籍住民基本台帳費 1目：戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

新 議案 ページ	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		補正前の額	補正後の額		
		22,436	△ 390	165 191 △ 746	
45	戸籍住民基本台帳費				<p>【事業目的】 戸籍及び住民基本台帳の事務を適切に処理する。</p> <p>【主な増減】 職員手当等△100(時間外勤務手当)、旅費△140(普通旅費)、需用費△150(印刷製本費)</p> <p>【事業内容等】 実績見込による減額</p>

課名 総務課

2款：総務費 4項：選挙管理委員会費 1目：選挙管理委員会費 (単位：千円)

新 議案 ページ	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		補正前の額	補正後の額		
		716	△ 150	566 △ 150	
45	選挙管理委員会費				<p>【事業目的】 地方自治法に定める選挙管理委員会を適正に運営する。</p> <p>【主な増減】 旅費△150(委員等旅費△100、普通旅費△50)</p> <p>【事業内容等】 支出精査による減額</p>

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課名 総務課

2款：総務費 4項：選挙費 2目：衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 (単位：千円)

議案ページ	新	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				補正前の額	補正後の額		
45	継		衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	10,717	7,896	道支出金 △ 2,861 一般財源 40	<p>【事業目的】 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の公正な執行</p> <p>【主な増減】 報酬△473（投・開票立会人報酬）、職員手当等△2,172（時間外勤務手当△887、投・開票事務時間外勤務手当△1,247外）外</p> <p>【事業内容等】 事業完了による減額</p>

課名 監査委員事務局

2款：総務費 6項：監査委員費 1目：監査委員費 (単位：千円)

議案ページ	新	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				補正前の額	補正後の額		
46	継		監査委員費	1,737	1,532	一般財源 △ 205	<p>【事業目的】 地方自治法に定められた権限に基づき、町や財政的援助を行っている団体などの財務に関する事務の執行等を監視し、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保を図る。</p> <p>【主な増減】 旅費△190（費用弁償△57、職員旅費△128外） 需用費△15（消耗品△5、購読料△10）</p> <p>【事業内容等】 実績見込による減額</p>

課名 総務課（財政）

2款：総務費 7項：財政基金費 1目：財政調整基金費 (単位：千円)

議案ページ	新	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				補正前の額	補正後の額		
47	継		財政調整基金費	30,116	30,359	財産収入 243	<p>【事業目的】 財政調整基金積立金（安定した財政運営を図るための基金）</p> <p>【主な増減】 積立金243（積立金）</p> <p>【事業内容等】 実績見込による増額</p>

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課（財政）

2款：総務費		7項：財政基金費		2目：減債基金費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額	補正後の額		
47	継	減債基金費	3	12,441	12,444	24 財産収入 一般財源 12,417	【事業目的】 減債基金積立金（将来にわたる公債費の償還や繰上償還財源としての基金） 【主な増減】 積立金12,441（積立金） 【事業内容等】 普通交付税の算定費目（臨時財政対策償還基金費）の追加による

2款：総務費		7項：財政基金費		3目：小笠原実奨学金基金費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額	補正後の額		
47	継	小笠原実奨学金基金費	267	625	892	2 財産収入 諸収入 622 1 一般財源	【事業目的】 福祉・医療分野の学校に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金。 【主な増減】 積立金625（積立金） 【事業内容等】 実績見込による増額

2款：総務費		7項：財政基金費		4目：花田俊勝奨学金基金費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額	補正後の額		
48	継	花田俊勝奨学金基金費	633	722	1,355	9 財産収入 諸収入 712 1 一般財源	【事業目的】 学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金。 【主な増減】 積立金722（積立金） 【事業内容等】 実績見込による増額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課名 企画課

2款：総務費		7項：財政基金費			5目：ふるさと応援基金費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額				
			70,011	△ 15,899	101 財産収入 寄付金 △ 16,000	【事業目的】 ふるさと応援寄付金及び利息の積立。		
48	継	ふるさと応援基金費				【主な増減】 積立金△15,899（ふるさと応援基金分△20,000、企業版ふるさと納税分4,000、基金利子分101）		
						【事業内容等】 実績見込による減額		

2款：総務費		7項：財政基金費			6目：過疎地域自立促進特別事業基金費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額				
			5,004	26	26 財産収入	【事業目的】 過疎地域自立促進特別事業を推進するため基金を造成する。		
48	継	過疎地域自立促進特別事業基金費				【主な増減】 積立金26（積立金）		
						【事業内容等】 実績見込による増額		

課名 総務課

2款：総務費		7項：財政基金費			7目：公共施設維持保全基金費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額				
			8	53	53 財産収入	【事業目的】 公共施設の安定した維持保全を図るため基金を造成する。		
48	継	公共施設維持保全基金費				【主な増減】 積立金53（積立金）		
						【事業内容等】 利子収入の積立（利率確定による）		

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 企画課

2款：総務費 7項：財政基金費 8目：ふるさと定住住宅基金費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			6	35	41	【事業目的】 過疎地域自立促進特別事業を推進するため基金を造成する。
49	継	ふるさと定住促進住宅基金費			財産収入	【主な増減】 積立金35（積立金） 【事業内容等】 実績見込による増額

課名 産業課（農林）

2款：総務費 7項：財政基金費 9目：森林環境譲与税基金費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			6,628	992	7,620	【事業目的】 間伐や木材利用の推進・普及啓発等の森林整備を推進するため基金を造成する。
49	継	森林環境譲与税基金費			譲与税 財産収入 一般財源	【主な増減】 積立金992（積立金） 【事業内容等】 実績見込による増額

課名 福祉課

3款：民生費 1項：社会福祉費 1目：社会福祉総務費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			206,364	△14,400	191,964	【事業目的】 障がい者がその能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、福祉サービズに係る給付・支援を行い福祉の充実を図る。
49	継	障害者福祉事業費			国庫支出金 △7,200 道支出金 △3,600 一般財源 △3,600	【主な増減】 扶助費△14,400（障害者介護給付費△13,000、療養介護医療費△1,000外） 【事業内容等】 実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 町民課

3款：民生費 1項：社会福祉費 1目：社会福祉総務費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			5,000	0	250 道支出金 一般財源 △ 250	【事業目的】 低所得の高齢者世帯等に対し、冬期間の採暖に必要な経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の向上を図る。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】
49	継	高齢者等冬の生活支援事業費				

課名 福祉課

3款：民生費 1項：社会福祉費 1目：社会福祉総務費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			575	△ 250	△ 250 一般財源	【事業目的】 重度心身障がい者のうち、病院等へ通院するための移動手段をタクシーに頼るしかかない者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△250（重度心身障害者タクシー利用支援助成金） 【事業内容等】 実績見込による減額
50	継	重度心身障がい者等タクシー料金助成事業費				

課名 総務課

3款：民生費 1項：社会福祉費 3目：生活館等管理費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			3,763	△ 820	△ 820 一般財源	【事業目的】 生活環境の改善と生活文化の向上のため、生活館の維持管理を図る。 【主な増減】 需用費△250（光熱水費）、備品購入費△538（管理用備品購入費）外 【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額
50	継	生活館等管理費				
			93,500	△ 7,375	△ 6,900 地方債 繰入金 一般財源 △ 461 △ 14	【事業目的】 生活館を適切に維持管理する。 【主な増減】 委託料△250（白符町内会館整備工事監理業務委託料）、工事請負費△7,062（白符町内会館整備工事費△6,601外）外 【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額
50	継	各生活館等改修事業費				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課

3款：民生費 1項：社会福祉費 3目：生活館等管理費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			46	△ 4	△ 4 一般財源	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替
50	継	水道メーター器改良事業費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金△4（水道メーター器改良工事負担金） 【事業内容等】 支出精査による減額

課名 福祉課

3款：民生費 1項：社会福祉費 4目：老人福祉費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			728	△ 284	△ 150 道支出金 △ 134 一般財源	【事業目的】 住み慣れた地域及び家庭等において自立した生活を営むことができるよう、高齢者等に生活支援サービスを提供し、緊急時の連絡体制の整備を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200（低所得利用者等負担軽減対策補助金）外
50	継	老人福祉費				【事業内容等】 実績見込による減額

課名 町民課

3款：民生費 1項：社会福祉費 4目：老人福祉費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			3,411	△ 678	△ 678 一般財源	【事業目的】 長年にわたり地域社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々の功績をたたえらるとともに、長寿を祝福する。
51	継	高齢者行事費				【主な増減】 報償費△564（敬老会報償費）、需用費△114（食糧費） 【事業内容等】 事業完了に伴う減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課名 福祉課

3款：民生費 議案 ページ	1項：社会福祉費 事業・事業予算名	4目：老人福祉費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 継	予 算	額		
51	介護予防・生活支援事業費	補正前の額	476	補正後の額	諸収入 △ 45 一般財源 △ 141	【事業目的】 高齢者が要介護状態にならずに自立した生活ができるよう介護予防及び生活支援サービスを行い、要介護者への移行を防止する。 【主な増減】 委託料△186（ショートステイ△82、生きがいデイサービス△104） 【事業内容等】 実績見込による減額
		補正額	△ 186	290		

（単位：千円）

3款：民生費 議案 ページ	1項：社会福祉費 事業・事業予算名	5目：生活支援ハウスマネジメント運営費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 継	予 算	額		
51	生活支援ハウスマネジメント運営費	補正前の額	24,681	補正後の額	諸収入 482 一般財源 △ 1,082	【事業目的】 高齢者に介護予防支援・居住・交流機能を総合的に提供し、安心して健康な生活ができるよう支援する。 【主な増減】 需用費△600（光熱水費） 【事業内容等】 実績見込による減額
		補正額	△ 600	24,081		

（単位：千円）

課名 教育委員会事務局（生涯学習）

3款：民生費 議案 ページ	1項：社会福祉費 福祉センター運営費	6目：福祉センター運営費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 継	予 算	額		
51	福祉センター運営費	補正前の額	16,210	補正後の額	一般財源 90	【事業目的】 集会施設の提供及び社会福祉並びに社会教育活動場所の提供 【主な増減】 需用費136（燃料費）、役務費△30（通信運搬費）、委託料△3（フックス等塗布委託料） 使用料及び賃借料△13（AED機器借上料） 【事業内容等】 燃料使用量増による増額及び実績見込による減額
		補正額	90	16,300		
51	福祉センター改修事業費	補正前の額	24,400	補正後の額	地方債 △ 600 一般財源 △ 150	【事業目的】 集会施設の適切な維持管理をする。 【主な増減】 工事請負費△750（非常用発電機改修工事費） 【事業内容等】 事業完了による減額
		補正額	△ 750	23,650		

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 町民課

3款：民生費 1項：社会福祉費 8目：吉岡総合センター管理運営費 (単位：千円)

新議案ページ	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
52	継	吉岡総合センター管理運営費	8,515 △ 500	8,015	△ 500 一般財源	<p>【事業目的】 吉岡総合センターの円滑な管理運営に係る経費</p> <p>【主な増減】 需用費△500（燃料費△200、光熱水費△300）</p> <p>【事業内容等】 実績見込による減額</p>

3款：民生費 1項：社会福祉費 10目：給付金・定額減税一体支援枠事業費 (単位：千円)

新議案ページ	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
52	継	定額減税補足給付事業費	30,222	22,319	△ 7,903 国庫支出金	<p>【事業目的】 物価高騰による負担軽減を図ることを目的に、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を給付する。</p> <p>【主な増減】 需用費△37（印刷製本費）、役務費△346（通信運搬費△198、各種手数料△148）負担金・補助及び交付金△7,520（定額減税補足給付金）</p> <p>【事業内容等】 事業完了に伴う減額</p>
52	継	低所得者世帯支援給付金給付事業費	16,252	9,253	△ 6,999 国庫支出金	<p>【事業目的】 物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和6年度に新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、その子育て世帯を対し、給付金を支給する。</p> <p>【主な増減】 需用費△42（印刷製本費）、役務費△57（通信運搬費△40、各種手数料△17）負担金・補助及び交付金△6,900（低所得者世帯支援給付金）</p> <p>【事業内容等】 事業完了に伴う減額</p>

3款：民生費 2項：児童福祉費 1目：児童福祉総務費 (単位：千円)

新議案ページ	継	事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
53	継	児童福祉総務費	511	299	△ 212 一般財源	<p>【事業目的】 児童福祉に関するサービスを提供する。</p> <p>【主な増減】 報酬△105（子ども・子育て会議委員報酬）、旅費△70（委員等旅費△49、子ども・子育て会議委員費用弁償△21）、委託料△37（児童遊具点検業務委託料）</p> <p>【事業内容等】 事業完了に伴う減額</p>

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課名 町民課

3款：民生費		2項：児童福祉費		2目：児童措置費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			57,025	285	国庫支出金 △ 1,058 道支出金 △ 488 一般財源 1,831	【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与する。私立幼稚園の新制度移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推進を図り次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	
53	継	児童措置費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金1,200（施設型給付負担金）、扶助費△915（児童手当）	
						【事業内容等】 公定価格の変更に伴う給付負担金の増額及び実績見込による減額	

課名 認定こども園福島保育所

3款：民生費		2項：児童福祉費		3目：保育所費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			11,820	△ 474	67 道支出金 △ 541 一般財源	【事業目的】 保育所の運営に係る経費。	
53	継	保育所費				【主な増減】 報償費△290（講師謝礼△50、代替調理員報償費△120、代替保育士報償費△120） 需用費△110（燃料費△40、光熱水費△70）、委託料△74（健康診断委託料）	
						【事業内容等】 支出精査及び額の確定による減額	

課名 町民課

3款：民生費		2項：児童福祉費		4目：学童保育費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			1,955	△ 370	282 道支出金 282 一般財源 △ 934	【事業目的】 町立小学校の児童で帰宅後、保護者が就労等により保育を必要とする者に対し、保護者に代わり保育し、学童の健全な育成を図る。	
53	継	学童保育費				【主な増減】 報償費△124（代替保育士報償費）、需用費△246（食糧費）	
						【事業内容等】 実績見込による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 町民課

3款：民生費 議案 ページ	新 継	3項：災害救助費 1目：災害救助費	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			5,508	600	600 一般財源	【事業目的】 自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給・身体に著しい障害を受けた町民に、災害障害見舞金の支給、更に火災、風水害等により住家の被害を受けたものに見舞金の支給を適切に執行する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金100（災害弔慰金）、扶助費500（災害扶助費）
54	継	災害救助費				【事業内容等】 令和7年1月発生の岩部地区住家火災の見舞金の支給による事業予算の補填

（単位：千円）

課名 福祉課

4款：衛生費 議案 ページ	新 継	1項：保健衛生費 1目：保健衛生総務費	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			2,000	△500	△500 繰入金	【事業目的】 新型コロナウイルス感染症等の影響で出産までの間、不安を抱える妊婦が経済的にも精神的にも少しでも穏やかに過ごし、安心して出産を迎えることができるよう生活への支援を行う。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△500（妊婦さん支援給付金）
55	継	妊婦さん支援給付金事業費				【事業内容等】 実績見込による減額
			6,691	△640	△403 国庫支出金 △118 道支出金 △119 一般財源	【事業目的】 妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、伴走型の相談支援を充実するとともに、妊娠期及び出産後に給付金を支給する。 【主な増減】 需用費△100（消耗品費△50外）、役務費△40（通信運搬費） 負担金・補助及び交付金△500（出産・子育て応援交付金）
55	継	出産・子育て応援交付金給付事業費				【事業内容等】 実績見込による減額

（単位：千円）

4款：衛生費 議案 ページ	新 継	1項：保健衛生費 2目：予防費	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			29,966	△8,725	△3,727 国庫支出金 △4,998 一般財源	【事業目的】 法律に基づく予防接種及び各種検診等を実施し、町民の健康維持を図る。
55	継	予防費				【主な増減】 需用費△440（医薬材料費）、委託料△6,980（新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料△5,650外）、負担金・補助及び交付金△1,430（新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成金1,120外）外 【事業内容等】 接種者及び受診者の実績見込による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課 名 町民課

4 款：衛生費		1 項：保健衛生費		3 目：環境衛生費		算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額	補正後の額	補正後の額		
56	継	1,014	△ 176	838	△ 176	△ 176	一般財源	【事業目的】 環境衛生対策を適切に執行する。 【主な増減】 旅費△30（普通旅費）、需用費△50（消耗品費）、委託料△96（鳥獣死骸等処理委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	
56	継	1,877	△ 260	1,617	△ 260	130 一般財源	使用済ひき当り 一般財源	【事業目的】 墓地公園及び町有墓地を適切に管理する。 【主な増減】 需用費△110（消耗品費△40、光熱水費△70）、委託料△150（墓地維持管理委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	
56	継	911	△ 475	436	△ 475	△ 475	一般財源	【事業目的】 有害生物を駆除し安全で安心な生活環境を維持する。 【主な増減】 需用費△75（消耗品費）、委託料△400（害虫駆除業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	

（単位：千円）

4 款：衛生費		1 項：保健衛生費		4 目：火葬場費		算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額	補正後の額	補正後の額		
56	継	6,176	△ 146	6,030	△ 146	56 繰入金 一般財源	繰入金 一般財源	【事業目的】 火葬場を適切に管理運営する。 【主な増減】 委託料△146（火葬業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課 名 福祉課

4 款：衛生費 1 項：保健衛生費 5 目：医療対策費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
56	継	医療対策費	2,310	△ 251 2,059	国庫支出金 △ 47 道支支出金 △ 24 諸収入 △ 22 一般財源 △ 158	【事業目的】 子ども医療費に係る福祉医療システムの管理及び日曜当番医制による町民の健康維持と福祉の増進を図る。 【主な増減】 需用費△132（印刷製本費）、扶助費△119（養育医療扶助費） 【事業内容等】 実績見込による減額
57	継	子ども医療費助成事業費	8,098	△ 991 7,107	道支出金 △ 151 地方債 △ 1,700 一般財源 860	【事業目的】 子ども医療費の一部をその保護者に助成を行うことにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの健康の保持と福祉の増進を図るとともに、定住の促進と少子化防止対策に寄与する。 【主な増減】 役務費△91（審査支払手数料）、扶助費△900（子ども医療扶助費） 【事業内容等】 実績見込による減額

4 款：衛生費 1 項：保健衛生費 7 目：心身障害者医療対策費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
57	継	心身障害者医療対策費	11,048	△ 3,073 7,975	道支出金 △ 1,237 諸収入 △ 500 一般財源 △ 1,336	【事業目的】 重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進を図る。 【主な増減】 役務費△73（審査支払手数料）、扶助費△3,000（医療扶助費） 【事業内容等】 医療費の実績見込による減額

4 款：衛生費 1 項：保健衛生費 8 目：母子保健費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
57	継	母子保健費	1,852	△ 1,020 832	道支出金 △ 510 一般財源 △ 510	【事業目的】 ひとり親家庭の母又は父及び児童生徒に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進を図る。 【主な増減】 役務費△20（審査支払手数料）、扶助費△1,000（医療扶助費） 【事業内容等】 医療費の実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

新議案 ページ		衛生費	1 項：保健衛生費		9 目：温泉健康保養センター管理運営費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
	継		63,375	△ 500	62,875	一般財源 △ 500	【事業目的】 町民の心身の保養と健康を増進し、活力に満ちた地域社会の振興を図る。	
57	継	温泉健康保養センター 管理運営費					【主な増減】 需用費△500（修繕費） 【事業内容等】 実績見込による減額	
	継		26,000	0	26,000	地方債 一般財源 △ 1,000	【事業目的】 温泉整備後の施設を適切に管理する。	
57	継	吉岡温泉整備事業費					【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】	

(単位：千円)

新議案 ページ		衛生費	2 項：清掃費		1 目：塵芥処理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
	継		55,196	△ 3,209	51,987	一般財源 △ 3,209	【事業目的】 一般廃棄物の収集運搬を行い適切な生活環境を保持する。	
58	継	塵芥処理費					【主な増減】 委託料△3,209（塵芥収集業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	

(単位：千円)

新議案 ページ		衛生費	2 項：清掃費		2 目：広域事務組合費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減）
			事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
	継		123,923	△ 2,932	120,991	一般財源 △ 2,932	【事業目的】 渡島西部広域事務組合衛生部門負担金（し尿浄化槽汚泥等や不燃ごみ等の処理等）	
58	継	広域事務組合費					【主な増減】 負担金・補助及び交付金△2,932（渡島西部広域事務組合負担金（衛生部門）） 【事業内容等】 実績見込による減額	

(単位：千円)

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（農林）

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	1 目：農業費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			1 目：農業委員会費	1 目：農業委員会費		
		補正前の額	補正額	補正後の額		
58	継	農業委員会費	1,484	△ 228	道支出金 △ 137 一般財源 △ 91	【事業目的】 農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上を図る。 【主な増減】 報酬△144（農業委員会委員報酬）外 【事業内容等】 実績見込による農業委員会委員報酬等の減額
58	継	農地情報公開システム整備事業費	315	△ 33	一般財源 △ 33	【事業目的】 農地の権利移動の許可等事務や遊休農地の発生防止・解消等のため、農業委員会の法令事務処理に必要な資料として整備が義務づけられている、農地基本台帳の維持管理を行う。 【主な増減】 委託料△33（農地情報公開システム保守委託料） 【事業内容等】 実績見込による委託料の減額

（単位：千円）

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	3 目：農業振興費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			3 目：農業振興費	3 目：農業振興費		
		補正前の額	補正額	補正後の額		
59	継	農業振興費	7,340	△ 610	一般財源 △ 610	【事業目的】 地域農業の振興に係る事務 【主な増減】 備品購入費△580（事業用備品購入費）外 【事業内容等】 入札による減額
59	継	農林業担い手養成事業費	2,910	△ 2,910	繰入金 △ 2,910	【事業目的】 農林産業の担い手の育成及び確保を図るため、新規就業者等を支援し、農林水産業の振興及び地域の活性化に資する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△2,910（農林業養成支援事業△2,400、指導農家助成金△360、研修支援事業△150） 【事業内容等】 実績見込による減額
59	継	有害鳥獣処理施設管理運営費	11,547	△ 27	一般財源 △ 27	【事業目的】 有害鳥獣処理施設を利用することにより、ハンターの捕獲個体解体作業の負担軽減及び鳥獣被害の抑制に寄与する。 【主な増減】 委託料△27（機械警備委託料） 【事業内容等】 契約額確定による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

新 議案 ページ	事業・事業予算名	課 名 産業課（農林）			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		4 目：活性化センター管理運営費				
		補正前の額	補正額	補正後の額		
59	活性化センター管理運営費	1,570	100	1,670	一般財源	<p>【事業目的】 町に在住する居住者と周辺住民との交流・情報拠点・研修・文化の向上の場とし、地域連帯感の構築、福祉の増進を図る。</p> <p>【主な増減】 需用費100（修繕費）</p> <p>【事業内容等】 ボイラー修繕による増額</p>

（単位：千円）

新 議案 ページ	事業・事業予算名	課 名 産業課（農林）			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		1 目：林業総務費				
		補正前の額	補正額	補正後の額		
59	林業総務費	1,272	△ 44	1,228	一般財源 △ 44	<p>【事業目的】 林務行政を適切に執行する。</p> <p>【主な増減】 委託料△44（森林情報管理システム更新業務委託料）</p> <p>【事業内容等】 契約額確定による減額</p>

（単位：千円）

新 議案 ページ	事業・事業予算名	課 名 産業課（農林）			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		2 目：林業振興費				
		補正前の額	補正額	補正後の額		
60	林業振興費	22,844	△ 265	22,579	道支出金 △ 589 一般財源 324	<p>【事業目的】 地域林業の振興を図る。</p> <p>【主な増減】 委託料△246（ナラ枯れ被害木処理業務委託料）外</p> <p>【事業内容等】 業務完了による委託料の減額</p>
60	民有林振興事業費	2,773	164	2,937	一般財源 164	<p>【事業目的】 民有林を振興し林業経営の安定と森林の公益的機能の向上を目的として、森林を所有する個人、法人及び団体にに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金164（福島町私有林等整備事業補助金）</p> <p>【事業内容等】 実績見込による補助金の増額</p>

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（農林）

6款：農林水産業費		2項：林業費		3目：町有林造成事業費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
60	継	町有林造成事業費	14,968	△ 419	道支出金 703 地方債 △ 1,500 一般財源 378	【事業目的】 町有林を適切に管理運営する。 【主な増減】 委託料△419（町有林造成事業委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額	

6款：農林水産業費		2項：林業費		4目：熊等による被害対策費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
60	継	熊等による被害対策費	12,103	△ 835	諸収入 283 一般財源 △ 1,118	【事業目的】 ヒグマ、エゾシカ及びキツネ等の鳥獣による農林業への被害を未然に防止し、地域住民の生活安全と産業の振興に資する。 【主な増減】 報償費△750（ヒグマ等捕獲報償費△250、活動報償費△500）外 【事業内容等】 実績見込による減額	

6款：農林水産業費		2項：林業費		5目：治山費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
60	継	自然災害防止事業費	3,885	△ 700	一般財源 △ 700	【事業目的】 山崩れや洪水などの災害を未然に防止する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△700（危険木伐採事業費等補助金） 【事業内容等】 実績見込による補助金の減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（水産）

6 款：農林水産業費 3 項：水産業費 2 目：水産振興費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
61	継	水産振興費	3,619	△ 246	繰入金 △ 246	【事業目的】 地域水産業の振興に係る事務 【主な増減】 委託料△246（各種調査業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額
61	継	産業振興資金貸付金	87,165	42	一般財源 42	【事業目的】 町内水産加工業者の加工原魚購入費用を一時的に支援することで企業の経済活動を推進し、町内産業の振興を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金42（産業振興資金利子補給金） 【事業内容等】 補給金額の精査による増額
61	継	水産業担い手支援事業費	1,880	△ 1,280	繰入金 △ 1,280	【事業目的】 水産業の担い手、後継者の育成・確保 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△1,280（漁業就労奨励金△300、漁業従事研修助成金△500、住宅料支援金△480） 【事業内容等】 実績見込による減額
61	継	新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費	17,450	△ 1,675	財産収入 △ 958 諸収入 △ 224 一般財源 △ 493	【事業目的】 新たな陸上養殖技術を確立することでアワビの安価で安定した供給を可能にし、生産・加工・販売を目指す。 【主な増減】 報償費△150（専門家謝金）、需用費△993（燃料費△61、印刷製本費△150、光熱水費△476、アワビ稚仔購入費△306）、役務費△328（通信運搬費△136、海水取水設備点検手数料△192）、使用料及び賃借料△154（機械・器具等借上料）、備品購入費△50（事業用備品購入費） 【事業内容等】 実績見込による減額

6 款：農林水産業費 3 項：水産業費 3 目：漁港管理費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
61	継	水産物供給基盤機能保全事業費	7,500	△ 1,827	地方債 △ 1,900 一般財源 73	【事業目的】 吉岡漁港（第2種）の岸壁等の基盤機能保全により、より安心・安全な漁港への改良を進める。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△1,827（各種負担金） 【事業内容等】 負担金確定による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（水産）

新 議案 ページ	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		補正前の額	補正後の額		
6 款：農林水産業費 3 項：水産業費 3 目：漁港管理費 (単位：千円)					
62	吉岡漁港岸壁改良整備 事業費	16,000	13,648	△ 2,400 地方債 一般財源	【事業目的】 吉岡漁港（第2種）荷揚げ岸壁改良により、漁獲物の品質維持とともに漁業者等の就労環境の改善を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△2,352（各種負担金） 【事業内容等】 負担金確定による減額
62	福島漁港整備事業費	6,468	4,400	△ 2,068 諸収入 一般財源	【事業目的】 国直轄の福島漁港（第3種）改良整備事業において、施工に支障となる町所有物件の移設工事などを行い、本工事の円滑な施工を推進する。 【主な増減】 工事請負費△2,068（福島漁港整備事業費） 【事業内容等】 事業費確定による減額

新 議案 ページ	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		補正前の額	補正後の額		
6 款：農林水産業費 3 項：水産業費 4 目：漁村生活改善センター運営費 (単位：千円)					
62	漁村生活改善センター 運営費	701	687	△ 14 一般財源	【事業目的】 漁村環境改善総合センターの管理運営 【主な増減】 需用費△14（燃料費） 【事業内容等】 実績見込による減額

新 議案 ページ	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		補正前の額	補正後の額		
6 款：農林水産業費 3 項：水産業費 5 目：みなと交流館管理運営費 (単位：千円)					
62	みなと交流館管理運営 費	646	626	△ 20 一般財源	【事業目的】 みなと交流館の維持管理 【主な増減】 需用費△20（光熱水費） 【事業内容等】 実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名		産業課（水産）		産業課（水産）		説明（事業の目的・主な増減等）
		算額	補正額	補正後の額	財源内訳	
62	漁港海岸環境施設運営費	6,825	△ 142	6,683	一般財源 △ 142	【事業目的】 漁港海岸（月崎）環境施設の維持管理 【主な増減】 需用費△31（光熱水費）、委託料△111（交通整理業務委託料） 【事業内容等】 実績見込による減額

（単位：千円）

課名		産業課（商工観光）		産業課（商工観光）		説明（事業の目的・主な増減等）
		算額	補正額	補正後の額	財源内訳	
63	商工振興費	21,176	1,161	22,337	一般財源 1,161	【事業目的】 商工業の振興を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金1,161（信用保証料等補給金） 【事業内容等】 利子補給件数の増加による
63	特産品P R事業費	939	△ 500	439	一般財源 △ 500	【事業目的】 特産品をP Rするための各種イベントへの参加や「するめ大使」小橋重樹さん、「とんび志援団長」中野智樹さんによる町内外でのP Rにより、特産品知名度の向上及び消費拡大を図る。 【主な増減】 報償費△500（各種謝金） 【事業内容等】 事業精査による減額
63	地域経済緊急支援事業費	36,443	△ 120	36,323	一般財源 △ 120	【事業目的】 エネルギー・原油価格高騰などで疲弊する地域経済対策のため、地域商品券発行による地域消費喚起による経営の持続化を図る。 【主な増減】 需用費△25（印刷製本費）、役務費△95（通信運搬費） 【事業内容等】 事業精査による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（商工観光）

7款：商工費 議案 ページ	1項：商工費 新 継	事業・事業予算名	3目：観光費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			算 予	額		
			補正前の額	補正後の額		
63	継	観光振興費	11,528	11,518	一般財源 △ 10	【事業目的】 観光振興に係る事務 【主な増減】 報償費△10（各種謝金） 【事業内容等】 実績による減額
63	継	地域おこし協力隊事業費	350	74	一般財源 △ 276	【事業目的】 都市圏から意欲のある人材を誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図る。 【主な増減】 旅費△126（研修旅費△100、活動旅費△26）、需用費△100（消耗品費） 負担金・補助及び交付金△50（各種負担金） 【事業内容等】 事業精査による減額
63	継	道の駅管理費	14,771	14,984	諸収入 一般財源 894	【事業目的】 観光の拠点となる道の駅を適切に管理運営し、町の観光振興を図る。 【主な増減】 需用費267（燃料費170、光熱水費97）、委託料△54（施設管理委託料） 【事業内容等】 支出見込による増額及び事業精査による減額
63	継	観光情報発信費	5,118	4,918	一般財源 △ 200	【事業目的】 福島町の観光情報をより効果的に発信し、当町を訪れる観光交流人口の増加を図る。 【主な増減】 需用費△200（印刷製本費） 【事業内容等】 事業精査による減額
64	継	水道メーター器改良事業費	76	66	一般財源 △ 10	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーターの取替。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△10（水道メーター器改良工事負担金） 【事業内容等】 事業精査による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 産業課（商工観光）

7款：商工費		1項：商工費		5目：横綱の里づくり費		産業課（商工観光）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	（単位：千円）
			補正前の額	補正額			
			3,652	△ 439	△ 439	【事業目的】 九重部屋力士招聘により、横綱の里づくり事業を推進する。	
64	継	横綱の里づくり事業費			一般財源	【主な増減】 報償費△283（各種謝金）、需用費△121（消耗品費△98、食糧費△23） 【事業内容等】 事業完了による減額	

7款：商工費		1項：商工費		6目：横綱記念館管理運営費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	（単位：千円）
			補正前の額	補正額			
			22,277	△ 253	559	【事業目的】 福島町出身である第41代横綱千代の山と第58代横綱千代の富士の二人の横綱の偉大な功績を後世に語り継ぐとともに、国技大相撲に対する理解を深める。	
64	継	横綱記念館管理運営費			一般財源 使用料及び手数料	【主な増減】 旅費△49（普通旅費）、役務費△114（通信運搬費）、委託料△44（施設総合管理業務委託料）、使用料及び賃借料△13（AED機器借上料）、備品購入費△33（管理用備品購入費） 【事業内容等】 事業精査による減額	

7款：商工費		1項：商工費		8目：青函トンネル記念館管理運営費		（単位：千円）	
議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	（単位：千円）
			補正前の額	補正額			
			13,921	△ 108	494	【事業目的】 歴史的な国家プロジェクトである青函トンネルの意義と20世紀の大事業の軌跡を後世に語り継ぐとともに、教養、情報活動の振興を図る。	
65	継	青函トンネル記念館管理運営費			繰入金 諸収入 一般財源	【主な増減】 役務費△95（通信運搬費）、使用料及び賃借料△13（AED機器借上料） 【事業内容等】 事業精査による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 建設課

8款：土木費		2項：道路橋梁費		1目：道路橋梁総務費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			2,343	△ 420	一般財源 △ 420	【事業目的】 道路及び橋梁を適切に管理する。（道路照明等の維持、道路台帳の整備）	
65	継	道路橋梁総務費				【主な増減】 需用費△388（光熱水費△88、修繕費△300）、委託料△32（道路台帳整備委託料） 【事業内容等】 支出額確定による減額	
			1,881	△ 131	一般財源 △ 131	【事業目的】 町内会への街灯設置及び電気料を助成し防犯を図る。	
65	継	街灯料助成事業費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金△131（街路灯設置助成金） 【事業内容等】 支出額確定による減額	

8款：土木費		2項：道路橋梁費		2目：道路維持費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予算額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正後の額			
			78,768	116,768	一般財源 38,000	【事業目的】 道路を適切に維持管理する。	
66	継	道路維持費				【主な増減】 委託料38,000（除排雪委託料） 【事業内容等】 除排雪委託料の増額	
			2,800	△ 303	一般財源 △ 303	【事業目的】 交通安全施設の整備を行う。	
66	継	交通安全施設事業費				【主な増減】 工事請負費△303（町道桧倉線外区画線整備工事） 【事業内容等】 支出額確定による減額	
			3,300	△ 352	一般財源 △ 352	【事業目的】 道路舗装面を適切に補修整備する。	
66	継	各町道舗装補修事業費				【主な増減】 工事請負費△352（町道吉岡漁港1号線舗装補修工事） 【事業内容等】 支出額確定による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 建設課

8款：土木費		2項：道路橋梁費		2目：道路維持費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		6,600	△ 660	5,940	△ 660	一般財源	【事業目的】 町道の局部改良工事を行う。
66	継						【主な増減】 委託料△660（町道福島小学校線調査測量設計委託業務料） 【事業内容等】 支出額確定による減額
		11,200	△ 310	10,890	△ 310	一般財源	【事業目的】 法面部で発生する雪崩に対し対策を実施し、事故の発生を防ぐ。
66	継						【主な増減】 委託料△50（町道館崎線雪崩予防柵設置工事調査設計委託料） 工事請負費△260（町道館崎線雪崩予防柵設置工事費） 【事業内容等】 支出額確定による減額

（単位：千円）

8款：土木費		2項：道路橋梁費		3目：橋梁維持費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		32,500	△ 1,370	31,130	1,645	国庫支出金 地方債 一般財源	【事業目的】 橋梁長寿命化計画に基づく計画的な維持補修等により長寿命化を図る。
66	継				85		【主な増減】 工事請負費△1,370（桧倉橋梁補修工事） 【事業内容等】 支出額確定による減額

（単位：千円）

8款：土木費		2項：道路橋梁費		4目：道路新設改良費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額	財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		30	△ 30	0	△ 30	一般財源	【事業目的】 福島川広域河川改修事業により河川管理道路となる町道みどり町線について、町道との兼用工作物として拡幅し、通行の円滑化を図る。
66	継						【主な増減】 公有財産購入費△30（町道みどり町線用地購入費） 【事業内容等】 支出額確定による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 建設課

8 款：土木費		2 項：道路橋梁費		4 目：道路新設改良費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	事業・事業予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	
		補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳		
66	町道川原町2号線整備事業費	4,360	△ 2,875	1,485	一般財源 △ 2,875	【事業目的】 北海道が事業主体の福島川の堤防改修工事において、北海道で必要となる用地買収に伴い、残地町道部分用地を購入し町道管理の適正化を図る。 【主な増減】 委託料△215（用地測量調査業務委託料）、公有財産購入費△1,900（用地購入費） 【事業内容等】 補償・補てん及び賠償金△760（用地取得契約事務補償費） 支出額確定による減額	
67	町道整備事業費	50,000	△ 740	49,260	地方債 △ 1,900 一般財源 1,160	【事業目的】 町道の道路改良工事を行う。 【主な増減】 工事請負費△740（町道川原町汐見町線整備工事費） 【事業内容等】 支出額確定による減額	

8 款：土木費		3 項：河川費		1 目：河川総務費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	事業・事業予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	
		補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳		
67	普通河川整備事業費	48,000	△ 2,371	45,629	地方債 18,800 一般財源 △ 21,171	【事業目的】 普通河川の河道を整備し、適切に維持管理する。 【主な増減】 委託料△2,190（普通河川福島川護岸整備工事測量調査設計委託業務費） 工事請負費△181（普通河川浜沢川外護岸整備工事費） 【事業内容等】 支出額確定による減額	

8 款：土木費		4 項：都市計画費		1 目：都市計画総務費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	事業・事業予算名	予 算		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	
		補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳		
67	都市計画総務費	278	△ 120	158	一般財源 △ 120	【事業目的】 都市計画行政を適切に執行する。 【主な増減】 報酬△100（都市計画審議会委員報酬）、旅費△20（都市計画審議会委員費用弁償） 【事業内容等】 支出額確定による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 建設課

8款：土木費		4項：都市計画費		2目：公園費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予 算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		3,985	△ 200	3,785	△ 47	【事業目的】 町民福祉の向上のために設置した都市公園を適切に維持管理する。 （電気料、公園内清掃外） 【主な増減】 需用費△200（光熱水費） 【事業内容等】 支出額確定による減額	
68	継				△ 153		
		8,671	△ 859	7,812	△ 859	【事業目的】 町民福祉の向上のために設置した都市公園を適切に維持管理する。 （修繕費、植生及び樹木管理） 【主な増減】 委託料△859（植生及び樹木管理委託料） 【事業内容等】 支出額確定による減額	
68	継						

（単位：千円）

8款：土木費		4項：都市計画費		3目：住環境整備事業費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予 算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		19,504	△ 459	19,045	900	【事業目的】 空家対策を推進し、安全・安心な生活環境をつくる。 【主な増減】 報酬△100（空家等に関する審議会委員報酬）、旅費△34（普通旅費△12、空家等に関する審議会委員費用弁償△22）、工事請負費△106（特定空家除去工事費）、負担金・補助及び交付金△219（空家等除却補助金） 【事業内容等】 支出額確定による減額	
68	継				△ 4,000 2,641		

（単位：千円）

8款：土木費		5項：住宅費		1目：住宅管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	予 算		額			
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		7,839	593	8,432	593	【事業目的】 町営住宅を適切に管理する。 【主な増減】 報酬△50（町営住宅入居選考委員会委員報酬）、旅費△10（町営住宅入居選考委員会費用弁償）、委託料△653（し尿処理浄化槽清掃等委託料△666、植生及び樹木管理委託料△13） 【事業内容等】 支出額確定による減額及びし尿処理浄化槽管理委託料の増額	
68	継						

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 建設課

8款：土木費		5項：住宅費		1目：住宅管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	算 予 額	補正額	補正後の額		
			4,850	△ 351	4,499	繰入金 △ 351	【事業目的】 三岳団地管理設備の更新等を行い、適正に維持管理する。
69	継	三岳団地管理設備更新 事業費					【主な増減】 需用費△351（修繕費） 【事業内容等】 支出額確定による減額
			329	△ 25	304	一般財源 △ 25	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーターの取替。
69	継	水道メーター改良事 業費					【主な増減】 負担金・補助及び交付金△25（水道メーター改良工事負担金） 【事業内容等】 支出額確定による減額

（単位：千円）

8款：土木費		5項：住宅費		2目：町有住宅管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	算 予 額	補正額	補正後の額		
			4,582	△ 590	3,992	繰入金 △ 130 一般財源 △ 460	【事業目的】 町有住宅を適切に維持管理する。
69	継	町有住宅管理費					【主な増減】 需用費△300（光熱水費）、委託料△160（除雪業務委託料） 工事請負費△130（町有建物解体工事費） 【事業内容等】 支出額確定による減額

（単位：千円）

課名 総務課

9款：消防費		1項：消防費		1目：災害対策費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	算 予 額	補正額	補正後の額		
			10,788	△ 1,490	9,298	一般財源 △ 1,490	【事業目的】 防災啓発などの事務執行と防災行政無線等の管理を図り、地域の防災力を高める。
69	継	災害対策費					【主な増減】 需用費△300（消耗品費）、委託料△1,000（各種機器保守点検委託料）外 【事業内容等】 支出精査による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 総務課

新 議案 ページ	9款：消防費	1項：消防費	1目：災害対策費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		
			1,042	0	1,042	△ 100 道支出金 一般財源	【事業目的】 災害時における応急対策活動を円滑に実施するため、防災資機材等を整備する。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】
69	継	防災備蓄品整備事業費					
			3,900	△ 270	3,630	△ 270 一般財源	【事業目的】 日本海溝・千島海溝型地震津波避難対策緊急事業計画登載事業に係る設計及び事業精査を実施する。 【主な増減】 委託料△270（津波避難対策緊急事業計画策定業務委託料） 【事業内容等】 事業完了による減額
70	継	日本海溝・千島海溝型地震津波避難対策緊急事業計画策定事業費					

（単位：千円）

課名 総務課（財政）

新 議案 ページ	9款：消防費	1項：消防費	2目：広域事務組合費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減）
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		
			246,367	904	247,271	△ 1,900 地方債 一般財源	【事業目的】 渡島西部広域事務組合消防部門負担金（火災、自然災害等消防及び病気、ケガ等の救急の業務） 【主な増減】 負担金・補助及び交付金904（渡島西部広域事務組合負担金（消防部門）） 【事業内容等】 実績見込による増額
70	継	広域事務組合費					

（単位：千円）

課名 教育委員会事務局（学校教育）

新 議案 ページ	10款：教育費	1項：教育総務費	1目：教育委員会費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			補正前の額	補正額	補正後の額		
			2,504	△ 235	2,269	△ 235 一般財源	【事業目的】 教育行政を一体的に推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する。 【主な増減】 報酬△235（いじめ問題対策連絡協議会報酬△80外）外 【事業内容等】 実績見込による減額
70	継	教育委員会費					

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（学校教育）

1.0 款：教育費 1 項：教育総務費 1 目：教育委員会費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			2,386	194	繰入金	【事業目的】 教育関係団体等の活動及び小中学生の大会参加を支援する。
71	継	教育関係団体・大会参加助成費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金194（各種大会参加助成金） 【事業内容等】 大会参加予定による増額
			379,807	373,488	国庫支出金 △ 220 地方債 △ 11,100 <small>（使用料及び手数料）</small>	【事業目的】 道立福島商業高校の存続を図るための各種支援。
71	継	高校魅力化推進事業費			一般財源 6,151	【主な増減】 需用費△4,222（消耗品費△299、光熱水費△1,141、燃料費△718、給食材料費△2,064） 負担金・補助及び交付金△1,536（各種大会参加助成金△275、福島商業高等学校通学定期補助金△337、地域みらい留学生帰省旅費助成金△815外）外 【事業内容等】 実績見込による減額 転入による新規入学者1名増による増額
71	継	地域おこし協力隊事業費	560	107	一般財源	【事業目的】 都市圏からの意欲のある人材を誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図る。 【主な増減】 旅費240（赴任旅費）外
						【事業内容等】 実績見込による減額 新規地域おこし協力隊赴任による増額
			47,200	38,404	道支出金 △ 4,398 地方債 △ 3,600 一般財源 △ 798	【事業目的】 青少年交流センターに発電設備や電気自動車等からの余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設の構築を行う。 【主な増減】 工事請負費△8,452（青少年交流センター太陽光発電設備等整備工事費） 備品購入費△344（青少年交流センターEV車） 【事業内容等】 入札執行による減額

1.0 款：教育費 1 項：教育総務費 2 目：事務局費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			1,177	△ 309	一般財源 △ 309	【事業目的】 教育委員会事務局に関する事務。
72	継	事務局費				【主な増減】 旅費△171（普通旅費）、需用費△138（燃料費） 【事業内容等】 実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（学校教育）

議案 ページ	新 継	1 項：教育費	1 項：教育総務費	2 目：事務局費	予 算 額			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
					補正前の額	補正額	補正後の額		
					482	△ 120	362	一般財源 △ 120	【事業目的】 A L T（外国語指導助手）を小中学校等に派遣し、英語力や国際感覚の向上を図る。
72	継			A L T 招致費					【主な増減】 旅費△120（普通旅費） 【事業内容等】 実績見込による減額

（単位：千円）

議案 ページ	新 継	1 0 款：教育費	1 項：教育総務費	3 目：教育振興費	予 算 額			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
					補正前の額	補正額	補正後の額		
					3,922	△ 581	3,341	一般財源 △ 581	【事業目的】 学校教育行政を適切に執行する。
72	継			教育振興費					【主な増減】 報償費△150（総合学習講師謝金△60外）、旅費△209（委員費用弁償△27、委員等旅費△182）、需用費△156（消耗品費△84、教師用指導教科書等購入費△29、準教科書購入費△43）外 【事業内容等】 実績見込による減額
					5,576	△ 456	5,120	一般財源 △ 456	【事業目的】 遠距離の児童生徒の通学支援及び町内外活動等参加の輸送を支援する。
73	継			児童生徒輸送費					【主な増減】 使用料及び賃借料△349（車輛借上料）外 【事業内容等】 実績見込による減額
					1,267	△ 453	814	国庫支出金 16 一般財源 △ 469	【事業目的】 児童生徒・教職員の健康診断を適切に執行する。
73	継			健康診断事業費					【主な増減】 委託料△363（健康診断委託料）外 【事業内容等】 実績見込による減額
					1,766	△ 734	1,032	国庫支出金 △ 13 一般財源 △ 721	【事業目的】 特別支援学級児童生徒及び要・準要保護児童生徒等の就学援助をする。
73	継			就園・就学奨励援助費					【主な増減】 扶助費△734（特別支援教育就学奨励費△262、要・準要保護就学援助費△472） 【事業内容等】 実績見込による減額

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（学校教育）

1.0 款：教育費		1 項：教育総務費		3 目：教育振興費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			6,257	△ 330	△ 552 国庫支出金 一般財源	【事業目的】 児童生徒の情報教育推進のため、教育用コンピュータ整備・活用を図る。	
73	継	教育用コンピュータ等 整備事業費			222	【主な増減】 委託料△330（ネットワークアクセスメント業務委託料） 【事業内容等】 入札執行による減額	

1.0 款：教育費		1 項：教育総務費		4 目：教員住宅管理費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			152	△ 21	△ 21 財産収入	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替。	
73	継	水道メーター器改良事 業費			131	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△21（水道メーター器改良工事負担金） 【事業内容等】 事業完了による減額	

1.0 款：教育費		1 項：教育総務費		6 目：人財育成支援事業費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			600	△ 104	△ 104 繰入金	【事業目的】 福島町人財育成基金条例に基づき、各分野における町の将来を担うリーダーの育成を図る。	
73	継	人財育成支援事業費			496	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△104（人財育成支援事業補助金） 【事業内容等】 実績見込による減額	

1.0 款：教育費		2 項：小学校費		1 目：学校管理費		（単位：千円）	
新 議案 ページ	継	事務・事業 予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			19,411	291	291 一般財源	【事業目的】 学校教育法に基づき教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。	
74	継	学校管理費			19,702	【主な増減】 需用費491（光熱水費400、教材費150外）、役務費△184（通信運搬費△171外）外 【事業内容等】 実績見込による増額及び減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（学校教育）

1.0 款：教育費		2 項：小学校費		1 目：学校管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	予 算 額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		2,562	32	2,594	-17 繰入金 一般財源 49		【事業目的】 校舎等の修繕を適切に執行する。 【主な増減】 需用費32（修繕費） 【事業内容等】 福島小学校職員室電気器具修繕による増額
74	継						
		216	△ 22	194	△ 22 一般財源		【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△22（水道メーター器改良工事負担金） 【事業内容等】 事業完了による減額
74	継						

（単位：千円）

1.0 款：教育費		3 項：中学校費		1 目：学校管理費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	予 算 額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		11,339	310	11,649	310 一般財源		【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。 【主な増減】 需用費125（燃料費46、光熱水費120外）、委託料249（除雪業務委託料）外 【事業内容等】 実績見込による増額及び減額
75	継						

（単位：千円）

課名 教育委員会事務局（生涯学習）

1.0 款：教育費		4 項：社会教育費		1 目：社会教育総務費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
新 議案 ページ	継	予 算 額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		900	△ 598	302	△ 598 一般財源		【事業目的】 社会教育の全般的な推進 【主な増減】 報酬△70（社会教育委員報酬）、旅費△408（社会教育委員費用弁償△14、委員等旅費△144、普通旅費△250）、需用費△74（消耗品費）、負担金・補助及び交付金△46（各種負担金） 【事業内容等】 実績見込による減額
75	継						

（単位：千円）

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（生涯学習）

1.0 款：教育費 4 項：社会教育費 1 目：社会教育総務費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
76	継	成人教育費	491	△ 204	一般財源 △ 204	【事業目的】 成人教育事業の推進 【主な増減】 報償費△14（講師謝金）、需用費△25（消耗品費）、使用料及び賃借料△165（車両借上料） 【事業内容等】 実績見込による減額
76	継	青年教育費	280	△ 70	一般財源 △ 70	【事業目的】 青年教育事業の推進 【主な増減】 報償費△41（二十歳を祝う会報償費）、負担金・補助及び交付金△29（任意団体助成金） 【事業内容等】 実績見込による減額
76	継	少年教育費	2,609	△ 386	一般財源 △ 386	【事業目的】 少年教育事業の推進 【主な増減】 報償費△86（各種大会報償費△7、講師謝金△69、学校開放管理人謝金△10） 負担金・補助及び交付金△300（任意団体助成金） 【事業内容等】 実績見込による減額
76	継	芸術・文化費	830	△ 233	一般財源 △ 233	【事業目的】 芸術・文化の振興 【主な増減】 報償費△72（芸術鑑賞事業報償費）、需用費△13（食糧費）、使用料及び賃借料△100（音響機器借上料）、負担金・補助及び交付金△48（任意団体助成金） 【事業内容等】 事業完了による減額
76	継	友好市町交流事業費	1,440	△ 228	一般財源 △ 228	【事業目的】 長崎県松浦市・長野県木曾町の小学生との交流事業 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△228（教育関係団体助成金） 【事業内容等】 事業完了による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局（生涯学習）

1.0 款：教育費		4 項：社会教育費		2 目：文化財保護費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			1,350	△ 257	一般財源 △ 257	【事業目的】 文化財の保護及び保護思想の普及等の促進	
77	継	文化財保護費				【主な増減】 報償費△30（各種謝金）、旅費△181（文化財調査委員費用弁償△10、普通旅費△171） 需用費△46（消耗品費） 【事業内容等】 実績見込による減額	

1.0 款：教育費		4 項：社会教育費		3 目：チロップ館運営費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			3,440	△ 215	一般財源 △ 215	【事業目的】 チロップ館（旧白符小学校）の管理運営	
77	継	チロップ館運営費				【主な増減】 需用費△215（消耗品費△53、燃料費△89、光熱水費△73） 【事業内容等】 実績見込による減額	

1.0 款：教育費		5 項：保健体育費		1 目：保健体育総務費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			4,395	△ 1,127	一般財源 △ 1,127	【事業目的】 社会体育の総合的な推進	
77	継	保健体育総務費				【主な増減】 報償費△581（各種大会賞品費△89外）、旅費△65（スポーツ推進員費用弁償△3外） 需用費△138（消耗品費△75外）、役務費△57（傷害保険料）、使用料及び賃借料△38 （車両借上料）、備品購入費△50（事業用備品購入費）外 【事業内容等】 実績見込による減額	

1.0 款：教育費		5 項：保健体育費		2 目：総合体育館運営費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			17,524	641	一般財源 641	【事業目的】 社会体育推進のための施設の提供等	
78	継	総合体育館運営費				【主な増減】 需用費658（燃料費390、光熱水費268）、委託料△4（施設管理委託料）、使用料及び賃借料△13（AED機器借上料） 【事業内容等】 燃料使用量等による増額及び実績見込による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号）事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局（生涯学習）

1.0 款：教育費 5 項：保健体育費 2 目：総合体育館運営費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			192	△ 22	△ 22 一般財源	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替
78	継	水道メーター器改良事業費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金△22（水道メーター器改良工事負担金） 【事業内容等】 事業完了による減額

課名 教育委員会事務局（学校教育）

1.0 款：教育費 5 項：保健体育費 3 目：学校給食センター費 (単位：千円)

新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			34,032	△ 62	諸収入 △ 327 一般財源 265	【事業目的】 児童生徒への安心安全な学校給食の提供するための学校給食センターの管理運営
79	継	学校給食センター費				【主な増減】 報酬△60（学校給食センター運営委員会報酬）、報償費△228（代替調理員報償費△217外）、旅費△12（学校給食センター運営委員会委員費用弁償）、需用費311（消耗品費△300、燃料費△101、光熱水費498、給食材料費等214）外 【事業内容等】 実績見込による不用額の減額及び電気料・給食材料費高騰等に伴う追加
			8,644	209	繰入金 65 一般財源 144	【事業目的】 学校給食センターの施設管理
79	継	施設維持管理費				【主な増減】 需用費209（修繕費） 【事業内容等】 排水処理施設酸素装置用設備動作不良交換に伴う追加

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局（生涯学習）

1 0 款：教育費		5 項：保健体育費		4 目：町民プール運営費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			9,055	△ 331	△ 331	【事業目的】 学校体育・社会体育の一環として水中運動の場を提供	
79	継	町民プール運営費				【主な増減】 需用費△234（消耗品費△53、燃料費△125、薬剤購入費△56）、役務費△12（通信運搬費） 委託料△4（施設管理委託料）、使用料及び賃借料△13（AED機器借上料）、備品購入費△68（管理用備品購入費） 【事業内容等】 実績見込による減額	

1 0 款：教育費		5 項：保健体育費		5 目：ファミリースポーツ公園管理費		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			10,209	△ 498	△ 22 使用料及び手数料 繰入金 △ 23 一般財源 △ 499	【事業目的】 社会体育の一環としてパークゴルフの場を提供	
80	継	ファミリースポーツ公園管理費				【主な増減】 需用費△341（消耗品費△168、燃料費△2、光熱水費△227、修繕費56）、役務費△43（通信運搬費△10、各種手数料△33）、委託料△1（施設管理委託料）、使用料及び賃借料△13（AED機器借上料）、備品購入費△100（管理用備品購入費） 【事業内容等】 芝刈機修繕整備に伴う増額及び実績見込による減額	

1 1 款：公債費		1 項：公債費		2 目：利子		(単位：千円)	
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額			
			31,617	△ 500	△ 1,980 使用料及び手数料 一般財源 1,480	【事業目的】 公債費利子償還分として	
80	継	利子				【主な増減】 償還金・利子及び割引料△500（償還金利子） 【事業内容等】 実績見込による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算（第9号） 事務事業別説明資料

課名 総務課（財政）

1 2 款：諸支出金 2 項：特別会計繰出金 1 目：繰出金 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			287,267	△ 40,373	国庫支出金 2,678 道支支出金 △ 3,663 一般財源 △ 39,388	【事業目的】 特別会計及び公営企業会計への一般会計負担分
81	継	繰出金				【主な増減】 繰出金△40,373（国民健康保険特別会計繰出金△7,260、介護保険特別会計繰出金△9,543、後期高齢者医療特別会計繰出金△2,868、町立診療所特別会計繰出金1,000、水道事業会計繰出金376、浄化槽事業会計繰出金△22,078） 【事業内容等】 特別会計及び公営企業会計における実績見込に伴う繰出金の減額及び増額

課名 総務課

1 3 款：職員給与費 1 項：職員給与費 1 目：職員給与費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			514,599	△ 5,671	道支出金 △ 20 財産収入 △ 136 諸収入 4,592 一般財源 △ 10,107	【事業目的】 特別職及び正職員の給与等の適切な支給事務。
81	継	職員給与費				【主な増減】 給料△4,207（一般職給）、職員手当等△2,418（期末手当（一般職）△618、勤勉手当△789外）、共済費△66（共済組合追加費用負担金△28 外）、負担金・補助及び交付金1,020（自治法派遣職員給与費負担金） 【事業内容等】 実績精査及び自治法派遣職員に係る給与費精算による ※詳細については、給与費明細書を参照

1 3 款：職員給与費 1 項：職員給与費 2 目：会計年度任用職員給与費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正後の額		
			161,477	△ 5,940	諸収入 142 一般財源 △ 6,082	【事業目的】 会計年度任用職員の給与等の適切な支給事務。
82	継	会計年度任用職員給与費				【主な増減】 報酬△844（パートタイム会計年度任用職員報酬）、給料△1,238（フルタイム会計年度任用職員給料）、職員手当等△2,774（期末手当（フルタイム）△513、勤勉手当（フルタイム）△452外）、共済費△1,084（退職手当組合負担金△538外） 【事業内容等】 実績精査による ※詳細については、給与費明細書を参照

議案第78号関係

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の 議決更正について

1 議決更正する理由

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した各種変更の内、渡り廊下サッシの変更と一階トイレ及び管理人室等の設備追加が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年6月20日議決（議案第9号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	青少年交流センター増築工事の内 建築主体工事	左に同じ
工事箇所	福島町字三岳77番地1の内外	左に同じ
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造2階建て （延床面積 <u>643.41</u> m²） ・ 建築工事一式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造2階建て （延床面積 <u>645.05</u> m²） ・ 建築工事一式 <p>変更内容 <u>渡り廊下サッシ変更による増額</u> <u>一階トイレ及び管理人室等の設備追加による増額</u> <u>工期の延長による経費類の増額</u> 外</p>
工 期	令和6年6月20日から 令和7年3月28日まで	左に同じ
契約金額	<u>174,020,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>15,820,000</u> 円)	<u>180,631,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>16,421,000</u> 円) ※6,611,000 円の増
契約の相手方	松前郡福島町字三岳154番地の21 金澤・小鹿・インテリア小笠原特定 建設工事共同企業体 代表者 株式会社 金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦	左に同じ

議案第79号関係

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の 議決更正について

1 議決更正する理由

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した機械設備の増加や変更及びプロパンガスの使用不可期間解消のため機器再使用から新設への変更等が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年6月20日議決（議案第10号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

区分	変更前	変更後
工事名	青少年交流センター増築工事の内 機械設備工事	左に同じ
工事箇所	福島町字三岳77番地1の内外	左に同じ
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・木造2階建て （延床面積 <u>643.41</u> m²） ・機械設備工事一式 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造2階建て （延床面積 <u>645.05</u> m²） ・機械設備工事一式 <p>変更内容 <u>ガスボンベ庫新設による増額</u> <u>貯湯タンク仕様変更による増額</u> <u>工期の延長による経費類の増額</u> <u>外</u></p>
工期	令和6年6月20日から 令和7年3月28日まで	左に同じ
契約金額	<u>65,560,000</u> 円 （内消費税等相当額 <u>5,960,000</u> 円）	<u>69,894,000</u> 円 （内消費税等相当額 <u>6,354,000</u> 円） ※4,334,000 円の増
契約の相手方	松前郡福島町字三岳154番地の21 株式会社 金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦	左に同じ